

岩倉市子ども未来応援計画

(案)

令和7年 月 日

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	4
2 基本目標	5
3 施策の体系	7

第3章 施策の内容

基本目標1 権利の主体である子ども	8
基本目標2 安定した環境で健康に育つ子ども	11
基本目標3 社会や地域で安心して育つ子ども	17
基本目標4 将来に希望を持つ子ども	20

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

（子ども・子育て支援事業計画に関する事項）

1 人口推計	21
2 教育・保育提供区域の設定	22
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	23
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策	26
5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保	46
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	47

第5章 計画の推進にあたって

資料編

1 岩倉市の現状	49
2 岩倉市子ども条例	64
3 岩倉市子ども・子育て会議条例	67
4 岩倉市子ども・子育て会議委員名簿	
5 策定の経緯	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国では平成6年度に、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しました。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境をつくるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成24年8月には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指す子ども・子育て支援法等が成立しました。さらに令和元年10月には子ども・子育て支援法の一部改正により、幼児教育・保育の無償化等を含む子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する取組も進めています。

近年では、『全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進すること』を目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月に、こども基本法に基づく子ども大綱が策定されました。さらには、令和6年6月に、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

本市においては、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を大切にし、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりをめざして、平成20年度に「岩倉市子ども条例」を制定し、同条例に基づいて、平成24年度に「岩倉市子ども行動計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）」を策定しました。平成29年度には「岩倉市子ども行動計画（計画期間：平成30年度～平成34年度）※」を策定し、子どもの権利を保障し、子どもが自分らしく生き生きと過ごすことができる環境づくりを進めてきました。

子ども・子育て支援では、平成23年度に、岩倉型の幼保連携の実現に取り組む「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」、平成26年度に、幼児期の教育・保育体制や子ども・子育て支援事業を計画的に確保する「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」、平成27年度に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施をめざした「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。令和元年度には、岩倉市子ども・子育て支援事業計画の2期目の計画である「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

近年では、令和6年2月に、こども家庭庁が唱える「こどもまんなか社会」の実現の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となり、さまざまな子育て支援施策を展開していくことで、次代を担う子どもたちの未来を応援していくことを宣言しています。

本計画は、幼児期の教育・保育体制や子育て支援事業についてのアンケート調査や子どもの権利についてのアンケート調査の結果、子ども行動計画及び第2期子ども・子育て支援事業計画の評価等をもとに、国における子ども大綱も一部踏まえて、子ども行動計画と第3期子ども・子育て支援事業計画を一体の計画として策定したものです。

※その後、令和6年度まで計画期間を延長

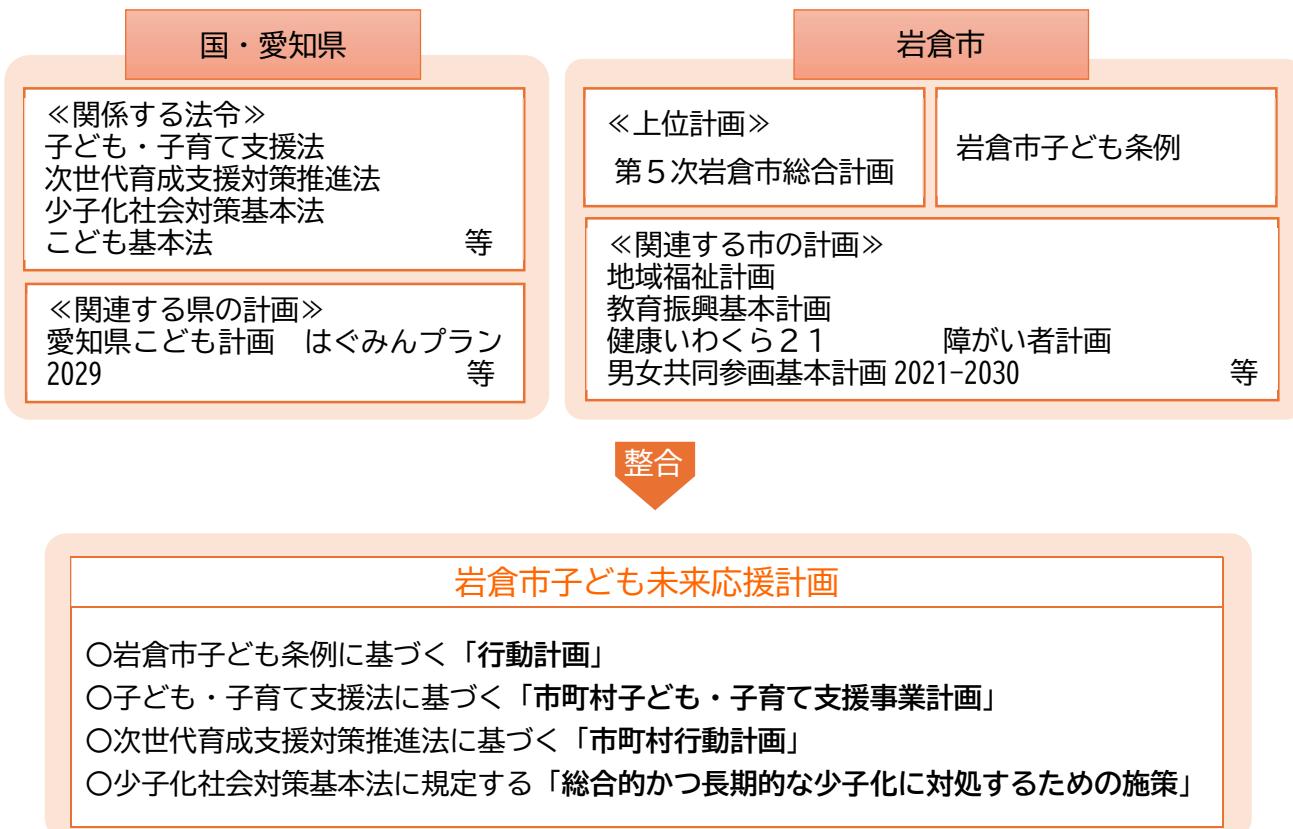
2 計画の位置づけ

本計画は、岩倉市子ども条例第19条に基づく行動計画と、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして策定するものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画及び少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策を含みます。

また、子どもに関する様々な分野の取組を横断的に進めていくために、本市の上位計画である「第5次岩倉市総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

図表 計画の位置づけ



3 計画の対象

岩倉市子ども条例では子どもを18歳未満の者と、子ども・子育て支援法では子どもを18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳までの子ども」という。）としています。

本計画は、主に、妊娠婦と18歳までの子ども及びその家庭を対象とします。ただし、施策によっては18歳以上の者を対象として含みます。

4

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化に対応し、必要に応じて随時見直しを行います。

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
岩倉市子ども未来応援計画									
					次期計画				

5

SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。すべての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本計画の施策を実行することは、SDGsの達成にもつながります。SDGsの17のゴールのうち、「目標1：貧困をなくそう」、「目標2：飢餓をゼロに」、「目標3：すべての人に健康と福祉を」、「目標4：質の高い教育をみんなに」、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8：働きがいも経済成長も」、「目標10：人や国の不平等をなくそう」、「目標11：住み続けられるまちづくりを」、「目標16：平和と公正をすべての人に」、「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう」については、本計画と非常に密接にかかわっています。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは権利の主体であり、その存在そのものが尊く、年齢や性別、国籍、障がいの有無等関係なく、多様な人格を持った「ひとりの存在」として、だれもが大切にされるべき存在です。

本市ではこれまで、岩倉市子ども条例に基づく子ども行動計画により、子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めてきました。また、令和2年度に策定した「第5次岩倉市総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）においても、基本目標の一つに「個性が輝き心豊かな人を育むまち」を掲げ、市民・NPO・地域・行政等のさまざまな主体が互いに協働するマルチパートナーシップにより、すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動している未来を目指して、まちづくりを進めています。

まちづくりをはじめ、子どもに関する施策の推進にあたっては、大人だけで考えるのではなく、子どもを「ひとりの存在」として認識して、子どもの目線に立ちながらしっかりと向き合い、声を聴くことが重要です。子どもを対象としたアンケート調査でも、“子どもの意見や考えを尊重することを求める声”や“他者と比較することなく向き合ってほしいという声”があり、子ども自身も、自分を「ひとりの存在」として見てもらうことを望んでいることが明らかになっています。

子どもの意見を聴くためには、子ども自身が意見や考えを表明する機会やきっかけを提供する必要があります。そして、社会全体で子どもの意見を尊重し、マルチパートナーシップによるまちづくりや子どもに関する施策を推進することが重要です。さらに、意見を聴くだけでなく、子どもとともに考え、施策を推進していくことで、子ども自身も「ひとりの存在」として認められたと感じられ、将来に夢や希望を持てるにつながります。

本計画では、子ども一人ひとりを大切にし、その個性を認め、伸ばし、子どもたちの夢や希望に満ちた未来を市全体で応援していくために、基本理念として、

だれもが大切 輝く個性 子ども未来応援のまち いわくら

を掲げ、計画の推進を図っていきます。

2 基本目標

基本理念の「だれもが大切 輝く個性 子ども未来応援のまち いわくら」を実現するために、以下の4つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

1 権利の主体である子ども

本市では、「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」[の4つ](#)を子どもの権利として、平成21年1月に岩倉市子ども条例を施行しました。いかなるときも4つの子どもの権利が保障されること、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）、市、市民、学校、事業者が子どもの権利を守るための責務と役割を持つことをうたっています。

本計画においては、岩倉市子ども条例に基づき、保護者をはじめ社会全体で子どもの権利を守る取組を推進するとともに、子ども自身が一人の人間として権利を有することを認識できるよう、子どもに対する権利についての学習機会の提供に努めています。

また、これまでの子ども行動計画においては、「参加する権利」である子どもの意見表明・参加の促進を計画の目標に掲げ、子どもが気軽に意見を言える場や機会を拡充するとともに、子どもの参加が保障される環境の整備を推進してきました。本計画においても、引き続き、市や地域社会が子どもが主体的に参加できる仕組みをつくることに努めています。

2 安定した環境で健康に育つ子ども

子どもには、子どもらしく育つための「育つ権利」と、安全で安心して生きていくための「守られる権利」があります。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識として、すべての子どもが心身ともに健やかに成長でき、また、保護者が安心して子育てができるように、子どもとその家庭に対して、健やかに成長できる環境の提供をはじめとした支援を行っていきます。

特に、様々な困難を抱える子どもやその家庭に寄り添い、きめ細かな支援を行います。

3

社会や地域で安心して育つ子ども

岩倉市子ども条例では、「すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝」であり、保護者だけでなく、市、市民、学校、事業者が子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要であるとしています。また、子ども・子育て支援法では、子どもと保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、また、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指しています。

本計画では、「自分らしく生きる権利」をもつ子どもたちが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動の機会を得ることを通じて「自己肯定感」や「自己有用感」を高め、自分らしく生きることができる社会を実現するために、子どもの居場所づくりや子どもやその家庭が快適で安全に過ごせる環境づくりを推進していきます。

4

将来に希望を持つ子ども

本市では、少しずつ少子高齢化が進み、また、婚姻数も徐々に減ってきています。加えて、若年層の未婚率が増加しており、特に、女性の晩婚化が進んでいます。

このような情勢においても、すべての子どもたちが「権利の主体である子ども」「安定した環境で健康に育つ子ども」「社会や地域で安心して育つ子ども」として育ち、将来に希望をもてるよう、基本目標1～3に掲げる施策や事業を推進していきます。

また、子どもたちが大人になったときのために、子どものころから命の大切さについて意識啓発を行うとともに、結婚して家庭を築き、子どもを生み、育てることを希望する若者に対し、出会いの機会等を創出します。

基本理念	基本目標 (目指す子どもの姿)	施策の方向	事業方針
だれもが大切 輝く個性 子ども未来応援のまち いわぐら	1 権利の主体である子ども	(1) 子どもの権利を守る	① 子ども自身による子どもの権利の理解の推進 ② 保護者や社会全体での子どもの権利の理解の推進 ③ 子どもの権利を守る取組の推進
		(2) 子どもの意見表明・参加への支援	① 子どもの意見表明・参加の場づくりの推進 ② 地域の行事等における子どもの参加の支援
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(1) 妊産婦と子どもの健康への支援	① 母子保健の推進 ② 食育の推進
		(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
		(3) 経済的負担の軽減	① すべての子育て家庭を対象とする経済的負担の軽減
		(4) 仕事と子育ての両立支援	① 保育等子育てサービスの充実 ② 働き方改革等による両立支援
		(5) 困難を抱える子どもとその家庭への支援	① 不登校、引きこもり対策 ② 障がいや発達の遅れ等のある子ども、医療的ケア児とその家庭の支援 ③ 外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援 ④ 児童虐待、不適切な養育環境等にある子どもとその家庭の支援 ⑤ 子どもの貧困対策 ⑥ ひとり親家庭支援 ⑦ 自殺対策
	3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高い教育・保育の提供	① 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供 ② 地域との連携による子育て支援 ③ 質の高い学校教育の推進 ④ 学校における特別支援教育の推進
		(2) 子どもの居場所づくりと多様な交流や体験の支援	① 子どもの居場所づくり ② 多様な交流と体験の支援
		(3) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	① 安全・安心な遊び場の確保 ② 防災対策 ③ 防犯対策・非行防止 ④ 交通安全
	4 将来に希望を持つ子ども	(1) 将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援	① 将来親となる世代に対する意識啓発 ② 将来子どもを産み、育てたいと希望する人への経済的な支援 ③ 出会いの機会の創出

第3章 施策の内容

基本目標1 権利の主体である子ども

(1) 子どもの権利を守る

現状と課題

本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成21年1月1日に「岩倉市子ども条例」を施行しました。また、この条例を子どもたちに広く知らせるため、11月20日を「岩倉市子どもの権利の日」と定め、その日を含む1週間を「岩倉市子どもの権利を考える週間」とし、普及・啓発を進めています。

岩倉市子ども条例では、子どもの権利を「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」として、いかなるときもこの権利が保障されることをうたっています。

子どもの権利についてのアンケート調査^(注1)によると、小学生から高校生までの子ども自身の岩倉市子ども条例の認知度は43.9%、内容までの認知度は7.4%でした。また、保護者の条例の認知度は53.9%、内容までの認知度は4.3%でした。さらに、子ども自身が子どもの権利が満たされていると感じているのは半数で、半数は何らかの子どもの権利が侵害されていると感じています。

子ども自身をはじめ、保護者や社会全体で、岩倉市子ども条例についての理解を進め、子どもの権利を守るために取組を進めていくことが必要です。

さらに、子どもの権利が侵害された場合、関係機関と連携しながら、適切に子どもやその家族を支援することが求められています。

事業方針

① 子ども自身による子どもの権利の理解の推進

- 子ども自身が一人の人間として権利を有することを認識し、その多様な人格と個性が尊重され、その権利が保障されるように、子どもの権利や岩倉市子ども条例についての理解を深める学習を支援します。

② 保護者や社会全体での子どもの権利の理解の推進

- 岩倉市子ども条例の理解を進め、条例第8条から第12条までに掲げた保護者、市、市民、学校、事業者の責務と役割をそれぞれが自覚し、連携を深めることにより、子どもを見守る環境づくりを推進します。

^(注1) 子どもの権利についてのアンケート調査：「子どもの権利についてのアンケート調査（子ども用）」として、令和5年11月20日から12月11日にかけて、小学4年生・中学2年生・高校2年生にあたる年齢の子どもを対象に実施しました。

③ 子どもの権利を守る取組の推進

- 11月20日の「岩倉市子どもの権利の日」及びこの日を含む1週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」において、子どもの権利の普及啓発を行います。
- 身近な場所で気軽に相談ができるように、子どもの権利救済窓口^(注2)の充実を図り、こども家庭センターを中心に一体的な支援を行います。
- 子どもの権利侵害の早期発見、早期対応に努め、被害に遭った子どもが速やかに救済されるよう、関係機関との連携を図り対応します。
- 子どもの権利救済委員会を定期的に開催し、子どもの権利について、情報交換や課題の検証を行います。

主な取組・事業	<ul style="list-style-type: none">◆ 子ども条例啓発事業◆ 小中学校における人権教育の推進◆ 子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等設置事業◆ じどうかんなないろそくだんしつ事業◆ いじめ問題対策連絡協議会の開催◆ 子どもの権利救済委員会の開催 <p style="text-align: right;">等</p>
---------	---

(注2) 子どもの権利救済窓口：子どもと親の相談員、家庭児童相談室、市民相談室、じどうかんなないろそくだんしつ等をいいます。

(2) 子どもの意見表明・参加への支援

現状と課題

子どもの権利のひとつに「参加する権利」があります。子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、自分の意見や考えを表明する機会が与えられること、発達に応じて活動の機会が用意され、意思決定に参加すること等が保障されています。

しかしながら、子どもの権利についてのアンケート調査では、「自分のことを自分で決める」と「考え方や気持ちを自由に持ち、それを表明すること」が守られていない、満たされていないを感じている子どもが2割程度いました。

学校で実施している行事や、児童館で子どもの実行委員会を設けて実施している事業の企画等では、子どもの自主性を尊重し、子どもによる自発的な取組が進められています。

引き続きこれらの取組を進めるとともに、子どもに関連する施策をはじめとした様々な場面において、子どもの意見をくみ取るための取組が必要です。

事業方針

① 子どもの意見表明・参加の場づくりの推進

- 子どもの意見表明・参加の場として、子どもが行事の企画やまちづくりに参画できる機会の拡大に努めます。
- 子どもの意見表明や参加の場において、子どもの声を聴き、子どもの想いを受け止め、子どもと大人の橋渡しの役割を担うユースワーカー^(注3)を育成します。
- 子どもの意見表明・参加の場で子どもから出された意見がどのように活用されたのか、フィードバックに努めます。

② 地域の行事等における子どもの参加の支援

- 子ども会、ボランティア団体、地域団体等との協力や連携を図り、子どもが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。

主な取組・事業	<ul style="list-style-type: none">◆ 児童館、小中学校の行事の企画運営への参加機会の確保◆ 児童館意見箱事業◆ ユースワーカーの育成 <p>等</p>
---------	--

(注3) ユースワーカー：指導者ではなく子どもたちの仲間として、一緒に計画したり実行したりして、子どもたちの活動を長い目で見守って支える人のことです。

基本目標2 安定した環境で健康に育つ子ども

(1) 妊産婦と子どもの健康への支援

現状と課題

生涯にわたって心身ともに健やかに育つためには、思春期から妊娠・出産までを通じて親性^(注4)を育むとともに、子どもの発達段階に応じた食事や運動、生活習慣等の正しい知識を取得しながら、安定した環境のもとで子育てに取り組む必要があります。

また、妊娠・出産・乳幼児期における面談、訪問、健康診査等で支援が必要な家庭を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行い、電話や訪問等で見守りを続けていく等、きめ細かな対応が必要です。

事業方針

① 母子保健の推進

- 子どもが生まれる前の妊娠期から幼児期までは、将来にわたる健康の基礎を築く期間となるため、子どもの発達段階に応じたきめ細かな健康診査を実施します。
- 乳幼児期から健全な歯を保ち、口腔機能の発達を促すために、歯科健康診査でフッ化物歯面塗布や歯科保健指導を実施します。
- 健康に関する正しい知識の普及のため、健康教育の充実を図ります。
- 子どもの発達や健康に関する相談支援を行い、保護者の不安解消や孤立を防ぎます。

② 食育の推進

- 公立保育園や小中学校において食育指導を行い、「食」に関する正しい知識の習得を図ります。
- 学校給食での地元産野菜の活用を図る等、地産地消を促進します。
- 成長期の子どもたちに栄養バランスのとれた学校給食を提供します。

主な取組・事業

- ◆ 妊婦・産後健康診査
- ◆ 妊婦等包括相談支援事業
- ◆ 学校における多彩な献立提供

等

(注4) 親性：性別や年齢、血縁関係、その子の親であるかどうか、自分の子どもがいるかどうかを問わず、すべての人間が持つ、子どもを慈しみ愛情をもって接しようとする特性のことです。

(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

現状と課題

地域の中で安心して子育てができるように、すべての子育て家庭を対象として、子育て支援を推進します。

子ども・子育て支援についてのアンケート調査^(注5)によると、未就学児の保護者の18.8%は身近に頼れる親族や知人がいないと回答しており、子育てに不安を感じることが「よくある」と回答した人は15.7%、孤独感や孤立感を感じることがよくある人は8.2%で、特に0歳児の保護者の割合が高くなっています。

子育てで大変だと感じることは、「身体の疲れ」や「自分の自由な時間が持てない」といった意見が半数以上を占めており、保護者の気持ちに寄り添いながら支援をしていくことが必要です。

事業方針

① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

- 地域で安心して子育てができるように、子育て家庭を切れ目なく支援する子育て支援事業を実施します。
- 子育て中の保護者同士が情報交換や交流、仲間づくりができる場や機会を充実します。
- 子育てに関する正しい知識を持ち、安心して子育てができるよう、アプリ等を活用しながら、講座の開催や情報提供を進めます。
- 相談支援を充実し、子育てに関する不安の解消や虐待防止につなげ、必要に応じて、こども家庭センターを中心に一体的な養育支援を行います。

主な取組・事業

- | | |
|----------------------------|---|
| ◆ 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） | 等 |
| ◆ 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業） | |

^(注5) 子ども・子育て支援についてのアンケート調査：「子ども・子育て支援についてのアンケート調査」として、令和5年11月20日から12月11日にかけて、未就学児の保護者を対象に実施しました。

(3) 経済的負担の軽減

現状と課題

子ども・子育て支援についてのアンケート調査によると、子育てで大変だと感じることのひとつに「子育てによる出費がかさむ」ことがあげられています。保護者を対象に世帯の暮らし向きを尋ねたところ、「苦しい」と回答する世帯が24.4%を占めていました。

経済的な負担が、子どもを生み、育てることを妨げないような取組が必要です。

事業方針

① すべての子育て家庭を対象とする経済的負担の軽減

- すべての子育て家庭を対象に、妊婦支援給付金の支給や幼児教育・保育の無償化等、出産や子育て、保育・教育に関する経済的な負担軽減を図ります。
- 風邪や発熱等、大人に比べて病気にかかりやすい子どもが治療を受けやすくするため、子どもの医療費の負担軽減を図ります。

主な取組・事業	◆ 妊婦のための支援給付事業 ◆ 子ども医療費支給事業	等
---------	--------------------------------	---

(4) 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

子ども・子育て支援についてのアンケート調査によると、未就学児のいる家庭の母親の就業状況について、フルタイムでの就労が46.0%となっており、平成30年調査と比較して13.1ポイント高くなっています。父親もフルタイムで就労をしている家庭がほとんどであり、子育て家庭における共働き世帯の増加が著しい状況です。

女性の社会進出やワークライフバランスの尊重が浸透してきた社会のなかで、地域と連携した支援や、会社内の制度拡充や職場での子育てへの理解促進等、保護者が仕事をしながら子育てができる環境づくりをしていくことが重要です。

事業方針

① 保育等子育てサービスの充実

- 多様化する就労形態や保護者のニーズに応じた保育サービスを充実し、仕事と子育ての両立を支援します。

② 働き方改革等による両立支援

- 男性の育児休暇の取得が増えてきている中、これまで以上に、家庭において、男性が育児に参画できるよう支援します。
- 子育てをしながら働き続け、仕事と子育ての両立ができるよう企業等における働き方改革、ワークライフバランスの実現に向けて啓発を図ります。
- 社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ります。

主な取組・
事業

- ◆ 保育園送迎ステーション事業
- ◆ 病児・病後児保育事業
- ◆ 働き方改革の推進

等

(5) 困難を抱える子どもとその家庭への支援

現状と課題

子どもの権利のひとつに「育つ権利」があります。教育を受けたり、休んだり遊んだりすることができる事が保障されており、学校生活や人との関わりにおいて困難を抱える子どもたちが、健やかに成長し、社会で生活を送っていくための学びや遊びができる取組が必要です。また、障がいを持つ子どもや、外国にルーツを持つ子どもにおいても、自分らしさを持ちながら、安心して過ごすための支援や環境整備が必要です。

子どもを取り巻く環境はさまざま、困難を抱える子どもだけではなく、その家庭についても、権利を尊重しながら、適切な支援の提供を推進します。また、家庭の事情や経済状況において困難な状態にある子どもたちにおいても、子どもの権利が守られる支援・制度を推進する必要があります。

事業方針

① 不登校、引きこもり対策

- すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援を推進します。
- 子どもやその家庭の様々な悩みや不安に寄り添えるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^(注6)等の専門家による相談体制の充実や、関係機関との連携を図ります。

② 障がいや発達の遅れ等のある子ども、医療的ケア児とその家庭の支援

- 障がいサービスの充実等切れ目ない支援を推進します。
- 障がいを早期発見し、早期に療育に取り組めるよう、乳幼児健康診査等の充実を図ります。
- 医療的ケア等専門的な支援の充実を図ります。
- 支援が必要な子ども一人ひとりの特性に応じた療育や特別支援教育の充実を図ります。
- 障がいの有無や個々の特性にかかわらず、すべての子どもたちが同じ環境で学び合い、互いの人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認めあえる共生社会を目指して、インクルーシブ教育^(注7)を推進します。
- 保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関との連携による対応を推進します。
- 障がい児とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

③ 外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援

- 外国にルーツを持ち、日常や学校生活で言葉の不便を感じる子どもに対し、日本語教育を実施します。
- 外国にルーツをもつ子どもとその家庭にも必要な情報が行き届くように、多言語に対応したアプリを使用して子育てに関する情報を発信します。

(注6) スクールソーシャルワーカー：学校・家庭・関係機関の様々な人たちと連携し、子どもを取り巻く人間関係や家庭環境の問題の解決を目指して支援を行う人のことです。

(注7) インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが、同じ環境でともに教育を受けることをいいます。

④ 児童虐待、不適切な養育環境等にある子どもとその家庭の支援

- こども家庭センターを中心に、相談や指導等の特別な支援を必要とする子育て家庭を対象に、保護者の育児不安等の解消を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。
- ヤングケアラー^(注8)の把握に努め、関係機関との連携を図り、ヤングケアラー本人やその家庭を対象に、必要な支援につなげていきます。

⑤ 子どもの貧困対策

- 貧困の連鎖を断つため、貧困の状況にある世帯の子どもに対する学習支援を行います。
- 貧困の状況にある世帯の保護者の就労支援を行います。
- 貧困の状況にある世帯を対象に生活等の安定を図るため経済的な支援を行います。

⑥ ひとり親家庭支援

- ひとり親家庭の保護者の自立促進を図るため、就労支援や日常生活支援を行います。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため経済的な支援を行います。

⑦ 自殺対策

- 悩みを抱える子どもが様々な方法で相談できるよう相談支援の充実を図ります。
- 悩みを抱える人に寄り添い、的確に対応できるゲートキーパー^(注9)を育成します。
- 悩みを抱える人に包括的な支援ができるように、専門家や関係機関との連携を図ります。
- 心の病気の早期発見、早期治療を促進します。

主な取組・事業	<ul style="list-style-type: none">◆ 教育支援センター運営事業◆ 医療的ケア児支援事業◆ あゆみの家児童発達支援事業◆ 小中学校における日本語教育◆ 養育支援訪問事業◆ 生活困窮者自立支援事業（学習支援事業・就労準備支援事業・食料支援事業）◆ 児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩倉市遺児手当の支給◆ 母子・父子家庭医療費支給事業◆ 地域自殺対策事業 <p style="text-align: right;">等</p>
---------	--

(注8) ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を、日常的に過度に行っている子ども・若者のことです。

(注9) ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

基本目標3 社会や地域で安心して育つ子ども

(1) 質の高い教育・保育の提供

現状と課題

子ども・子育て支援についてのアンケート調査によると、平日に定期的に教育・保育の事業を利用している主な理由は、「子育てをしている者が現在就労している」が7割程度、「子どもの教育や発達のため」が6割程度となっています。

子どもの教育や発達の場は、家庭内のみで完結するものではなく、教育・保育事業や学校現場でも求められており、子どもたちが安全安心に成長できる機会を提供する必要があります。地域との連携も図りながら、質の高い教育・保育の提供が求められています。

事業方針

① 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

- 保育内容や保育士の資質向上を図り、引き続き、質の高い保育を提供します。
- 私立の認定こども園や幼稚園との連携を図り、幼児期の教育を支援します。

② 地域との連携による子育て支援

- 地域の人材やボランティア、団体等との連携による子育て支援を推進します。

③ 質の高い学校教育の推進

- 個に応じ個を生かす学習指導の具現化に努め、きめ細かな対応を行い、子どもの確かな学力の定着を図る教育を推進します。
- 子どもたちが安全かつ快適に学べる学校施設の充実を図ります。
- 地域と学校・家庭が連携し、一体となって児童生徒の健やかな成長を図るため、地域で学校教育・運営を支える取組を推進します。

④ 学校における特別支援教育の推進

- 支援が必要な子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援教育を推進します。

主な取組・事業	◆ 公立保育園における異年齢保育の実施 ◆ 魅力ある学びづくり支援事業 ◆ コミュニティ・スクール事業 ◆ 通級指導事業	等
---------	---	---

(2) 子どもの居場所づくりと多様な交流や体験の支援

現状と課題

子どもには、安全安心に過ごすことのできる居場所が大切です。子どもが子どもらしく育つための「育つ権利」を尊重し、子どもに多様な遊び、学び、交流、体験等の機会を与えられるよう、子どもの声を受け止め、地域や関係機関と連携しながら、居場所づくりを推進していくことが必要です。

子どもの権利についてのアンケート調査では、行きたい児童館・地域交流センターについて、「友達と遊んだり話したりできる場所がある」が6割程度と、子ども自身も交流できる場所を望んでいます。

事業方針

① 子どもの居場所づくり

- 共働き家庭等の小学生を対象に、放課後に主体的な遊びや生活の場が提供できるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- すべての子どもが、地域の協力を得ながら、安全・安心な環境で多様な放課後の活動ができるよう、放課後子ども教室を推進します。
- 子どもたちが休日に学校で活動できるよう学校開放を拡充します。
- 子どもの多様な体験活動の場、地域の子どもの交流の場、居場所として児童館の充実を図ります。
- 中学生・高校生世代が地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

② 多様な交流と体験の支援

- 子どもの心身の健やかな成長を図れるよう、多様な人々との交流機会や、自然体験、職業体験、文化芸術体験、スポーツ体験等の様々な体験機会を提供します。なお、その際には、子どもの成育環境によって格差が生じないように配慮します。
- 子ども会活動等を通じて、地域住民との交流による多様な体験を支援します。

主な取組・事業	◆ 放課後児童健全育成事業 ◆ 中学生・高校生世代の居場所づくり ◆ 多世代交流事業	等
---------	--	---

(3) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり

現状と課題

子どもが事件や事故に巻き込まれない、安全・安心な遊び場の確保や環境づくりが必要です。また、子ども自身が防災や防犯等の知識を身に付け、自分の身を守る手段や方法を知ることも大切です。

事業方針

① 安全・安心な遊び場の確保

- 子どもたちが、地域で自由に楽しく遊べる場として、公園等の整備を推進します。
- 未就園の子どもの安全な遊び場、親子で楽しく過ごせる場として、子育て支援センターを充実します。

② 防災対策

- 子ども自身が火災や災害時に的確に対応できるように、避難訓練や防災訓練を実施し、啓発を図ります。

③ 防犯対策・非行防止

- 防犯教室や消費者教育等、犯罪の被害から子どもを守る取組を推進します。
- 青少年の健全育成を図るため、啓発やパトロール、街頭活動等を行い、非行防止を推進します。

④ 交通安全

- 交通安全教室等を開催し、子どもの交通安全意識の啓発を行います。
- 登下校時の見守りやパトロール等、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

主な取組・事業	<ul style="list-style-type: none">◆ 子育て支援センター事業«再掲»◆ 若年者への消費者教育◆ 青少年健全育成事業◆ 防犯灯・安全安心カメラ設置事業	等
---------	--	---

基本目標4 将来に希望を持つ子ども

(1) 将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援

現状と課題

結婚し、子どもを産み、育てたいと将来を希望する子どもや若者に対して、親となることへの意識啓発や、子育てに関する経済的な支援が必要です。また、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組の一環として、出会いの機会を提供していきます。

事業方針

① 将来親となる世代に対する意識啓発

- 小中学校で、命の大切さについて学ぶ機会を設けます。

② 将来子どもを産み、育てたいと希望する人への経済的な支援

- 妊娠・出産を望む人で、不妊治療を受ける人を対象に、経済的な支援を行います。

③ 出会いの機会の創出

- 岩倉市にゆかりのある同世代の若者が集まり、交流する機会を設けます。
- 結婚を望む人に、出会いの機会を提供します。

主な取組・
事業

- ◆ 人権教育推進事業
- ◆ 一般不妊治療費助成事業
- ◆ 婚活イベント等の開催

等

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 (子ども・子育て支援事業計画に関する事項)

「子ども・子育て支援法」では、第61条で市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本章では、今後5年間の計画期間における本市の幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を取りまとめ、本市の第3期子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

1 人口推計

量の見込みを算出するにあたり、過去の男女別、年齢別人口の動向を踏まえ、人口推計を行いました。

児童年齢	推計人口				
	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳児	405人	407人	406人	405人	405人
1歳児	355人	383人	385人	384人	383人
2歳児	369人	340人	366人	368人	367人
3歳児	348人	355人	327人	352人	354人
4歳児	339人	341人	348人	320人	345人
5歳児	351人	334人	336人	343人	315人
0～5歳合計	2,167人	2,160人	2,168人	2,172人	2,169人
6歳児（小1）	355人	348人	331人	333人	340人
7歳児（小2）	377人	354人	347人	330人	332人
8歳児（小3）	408人	373人	350人	343人	326人
9歳児（小4）	378人	408人	373人	350人	343人
10歳児（小5）	392人	377人	407人	372人	349人
11歳児（小6）	386人	394人	379人	409人	374人
6～11歳合計	2,296人	2,254人	2,187人	2,137人	2,064人
12歳	371人	385人	393人	378人	408人
13歳	400人	371人	385人	393人	378人
14歳	411人	401人	372人	386人	394人
15歳	376人	411人	401人	372人	386人
16歳	401人	376人	411人	401人	372人
17歳	411人	404人	379人	414人	404人
12～17歳合計	2,370人	2,348人	2,341人	2,344人	2,342人
子ども人口合計	6,833人	6,762人	6,696人	6,653人	6,575人

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画においては、市域や現在の施設の整備状況・利用状況等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育（認定こども園（教育）・幼稚園）

◆ 実績

		R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
市内在住、市内施設利用		728	726	690	680	659
市外在住、市内施設利用		126	107	116	96	99
合計		854	833	806	776	758
認定こども園	教育のみ	372	372	338	289	281
	教育+預かり保育	56	67	87	117	125
幼稚園	教育のみ	376	294	283	275	248
	教育+預かり保育	50	100	98	95	104

※市外在住、市内施設利用を含む。

◆ 量の見込みと確保目標量

			R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み	認定こども園	教育のみ	219	216	210	210	208
		教育+預かり保育	97	96	93	93	93
	幼稚園	教育のみ	193	190	185	185	184
		教育+預かり保育	81	80	78	78	77
	合計		590	582	566	566	562
確保目標量	認定こども園		410	410	410	410	410
	幼稚園		620	620	620	620	620
	合計		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

※推計は、市内在住、市内施設利用のみを算出。

◆ 確保方策

- 幼児期の教育のニーズ量の見込みは、令和7年度には 590 人が見込まれ、それ以降、減少していくことが予測されます。
- こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、認定こども園3園（教育の定員：410 人）と、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園2園（定員 620 人）の定員の合計 1,030 人によって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。
- なお、市外在住で本市内の幼児期の教育施設を利用している園児数（令和5年度：99 人）を加味しても、合計定員 1,030 人内で十分収まる範囲内のニーズ量です。

関連施策	基本目標	施策の方向	
		(1) 質の高い教育・保育の提供	
	3 社会や地域で安心して育つ子ども		

(2) 幼児期の保育（認定こども園（保育）・保育園・地域型保育事業）

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
0歳	41	46	37	54	46
1歳	129	140	141	135	157
2歳	174	147	157	162	154
3歳	145	163	139	155	145
4歳	162	152	168	150	168
5歳	126	167	150	174	155
保育（2号+3号）合計	777	815	792	830	825

◆ 量の見込みと確保目標量

		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み	0歳	52	53	54	54	55
	1歳	155	169	172	174	175
	2歳	167	156	169	171	172
	3-5歳	448	448	445	449	452
	合計	822	826	840	848	854
確保目標量	0歳	52	53	54	54	55
	認定こども園	10	10	10	15	16
	保育園	30	31	32	27	27
	地域型保育事業	12	12	12	12	12
	1歳	155	169	172	174	175
	認定こども園	48	48	48	74	75
	保育園	99	113	116	92	92
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	2歳	190	190	190	190	190
	認定こども園	62	62	62	62	62
	保育園	120	120	120	120	120
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	3-5歳	508	508	508	508	508
	認定こども園	93	93	93	93	93
	保育園	415	415	415	415	415
	合計	905	920	924	926	928

◆ 確保方策

- 幼児期の保育施設としては、現在、市内には3園の認定こども園（定員 213 人）、7園の公立保育園（定員 594 人）、1園の私立保育園（定員 60 人）、2園の小規模保育事業所（定員 28 人）があり、定員の合計は 895 人です。
- 3～5歳の2号認定の確保目標量は 508 人で、ニーズ量に見合うサービス量を確保できます。
- 0～2歳の3号認定はこれまで増加傾向が続いており、今後も増加傾向が続くと見込まれます。
- 0歳児は、定員 49 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 54 人確保します。令和 10 年以降は、認定こども園でニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。
- 1歳児は、定員 148 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 172 人のサービス量を確保します。令和 10 年以降は、認定こども園でニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。
- 2歳児は、定員 190 人に対し量の見込みが下回っていることから、ニーズ量に見合うサービス量を確保できます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高いの教育・保育の提供

4

地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

※「☆」付いている事業は、第3期計画に記載すべき項目として国から提示されたものを受け、本計画に追加することとしたものです。

(1) 延長保育（時間外保育）事業

◆ 事業の概要と現状

保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間を原則としますが、保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、一日あたり最長で11時間（午前7時30分から午後6時30分まで）とすることができます。さらに、本市では、時間外の保育が必要な人を対象に、すべての認可保育施設において、午後7時までの延長保育を実施しています。

なお、延長保育（時間外保育）とは、認定を受けた時間以上の保育を受けることをいいます。標準時間認定の場合は11時間を超える部分、短時間認定の場合は8時間を超える部分が、延長保育となります。

◆ 実績

	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
利用者数(人)	212	126	124	141	142

◆ 量の見込みと確保目標量

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み(人)	147	149	153	156	158
確保目標量(人)	147	149	153	156	158

◆ 確保方策

- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(4) 仕事と子育ての両立支援

(2) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

◆ 事業の概要と現状

市内の認定こども園・幼稚園各園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と安心して子育てができる環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

■実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	14,950	16,334	17,644	22,101	25,629

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	25,708	26,304	26,659	27,752	28,695
確保目標量(人日)	25,708	26,304	26,659	27,752	28,695

◆ 確保方策

- 教育＋預かり保育を利用する子どもの数は減少していく見込みですが（3（1）参照）、預かり保育の延べ利用者数は今後も引き続き増加する見込みです。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	（4）仕事と子育ての両立支援

②一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

◆ 事業の概要と現状

保護者の労働や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育を、認定こども園1園において定員15名で実施しています。

また、保護者の育児負担の解消等のために、月3回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育を、公立保育園1園において定員6名で実施しています。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	1,775	1,938	1,874	2,182	2,010

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	2,056	2,086	2,127	2,160	2,183
確保目標量(人日)	6,090	6,090	6,090	6,090	6,090

◆ 確保方策

- 現在の定員は21人で、年間6,090人分(21人×290日)のサービス量を確保することが可能です。
- そこで、年間延べ6,090人を確保目標量として設定し、ニーズ量の見込みに十分に対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できるものです。保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的として実施する一時預かり事業（リフレッシュ保育）とは異なり、子どもの成長の観点から、『全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する』ことを目的としています。

令和8年度の本格始動を前に、全国各地で試行的事業の実施や体制づくりが進められています。

◆ 量の見込みと確保目標量

		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
0歳児	量の見込み(人日)	—	3	3	10	10
	確保目標量(人日)	—	3	3	10	10
1歳児	量の見込み(人日)	—	4	4	12	12
	確保目標量(人日)	—	4	4	12	12
2歳児	量の見込み(人日)	—	3	3	12	12
	確保目標量(人日)	—	3	3	12	12

◆ 確保方策

- 本制度は、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、すべての自治体での実施が求められています。そこで、本市では令和8年度から本制度を実施することとします。
- 0～2歳の未就園児が、1か月につき10時間（令和8・9年度は3時間）利用するものとして、ニーズ量を見込みます。
- 本制度の実施にあたっては、一時預かり事業（リフレッシュ保育）との棲み分け等を考慮しながら、公立保育園と私立の保育施設とで連携して、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

(4) 病児・病後児保育事業

◆ 事業の概要と現状

病時期にあるために幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（幼稚園児、保育園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病児保育を市内の医療機関において定員2名で実施しています。

また、病気回復期にある児童（幼稚園児、保育園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病後児保育については、NPO法人が定員2人で実施しています。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	352	92	178	185	355

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	355	355	355	355	355
確保目標量(人日)	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160

◆ 確保方策

- 病児・病後児保育事業の利用者数は年により差があります。そこで、過去5年間でもっとも利用者数が多かった年間延べ355人（令和5年度実績）を見込み量とします。
- これに対して、定員4人、年間1,160人（4人×290日）の病児・病後児保育の提供が可能であり、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(4) 仕事と子育ての両立支援

(5) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

◆ 事業の概要と現状

保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織です。例えば、保護者（依頼会員）の依頼を受け、援助会員が、保護者に代わって小学校や習い事等へ児童を送迎したり、始業時間前または終業時間後に児童を預かったりするものです。依頼会員の要件は、0歳（生後43日以降）から小学校6年生以下の子どもを養育している市内在住の人です。

ファミリー・サポート・センター事業は、特定の依頼会員が多頻度で利用する年度と、そうでない年度では利用者数が大きく変動します。他の保育サービスの充実等により利用者数が減少した時期もありましたが、近年は増加傾向にあります。一方、高齢化等による援助会員の退会が多くなっており、新たな援助会員を増やすための取組が必要です。

◆ 実績

		R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
会員数(人)	依頼会員	276	267	270	285	231
	援助会員	74	77	88	75	57
	両方会員	48	49	48	45	37
	合計	398	393	406	405	325
延べ利用者数 (人日)	就学前児童	198	130	83	164	158
	就学児童	143	161	214	306	296
	合計	341	291	297	470	454

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	470	470	470	470	470
確保目標量(人日)	470	470	470	470	470

◆ 確保方策

- 過去5年間で、最大で年間延べ470人（令和4年度実績）の利用があり、現行の会員体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。
- そこで、年間延べ470人を確保目標量として見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 (4) 仕事と子育ての両立支援
	3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高いの教育・保育の提供

(6) 放課後児童健全育成事業

◆ 事業の概要と現状

保護者の就労等により、下校後に子どもの面倒を十分にみることができない家庭を対象に、家庭に代わって放課後の児童を預かる放課後児童クラブ(学童保育)を学校内の施設で行っています。

本市は、昭和46年というかなり早い時期から、保護者の要望に応えて放課後児童クラブを実施しています。安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つよう活動しています。

本市では、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」を踏まえて平成27年度に「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。この基本方針を踏まえ、小学校の余裕教室の有効活用により岩倉東小学校と岩倉南小学校に、また、小学校敷地内における新設により五条川小学校、岩倉北小学校及び曾野小学校に、それぞれ放課後児童クラブを整備することによって、放課後児童クラブの需要拡大に対応してきました。

現在は、小学校1年生から6年生までを対象に、平日の下校時から午後7時まで放課後児童クラブを実施しているほか、土曜日や夏休み等の長期休業期間等には、午前8時から午後6時までの時間帯(延長保育は午前7時30分から午前8時まで、午後6時から午後7時まで)で実施しています。

また、夏休み等の長期休業期間については、その期間中だけ放課後児童クラブを利用する児童が加わるために現状の施設では受け入れができないことから、児童館等他施設の利用等により平日の定員を上回る利用者数に対応しています。

◆ 実績

		R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
通年利用 (人)	1年生	102	146	161	141	177	177
	2年生	127	91	125	144	135	166
	3年生	96	105	72	110	122	127
	4年生	55	70	78	58	86	99
	5年生	15	10	14	38	33	41
	6年生	5	10	8	9	27	24
	合計	400	432	458	500	580	634
(通年+長期休業期間) 夏休み等 (人)	1年生	149	187	188	177	207	211
	2年生	180	154	171	193	187	213
	3年生	149	162	114	162	169	186
	4年生	94	126	123	103	140	143
	5年生	33	55	50	79	78	104
	6年生	12	25	22	27	52	51
	合計	617	709	668	741	833	908

◆ 量の見込み

		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
通年利用 (人)	1年生	174	178	176	183	194
	2年生	158	154	156	153	159
	3年生	143	136	132	134	131
	4年生	100	113	108	106	108
	5年生	47	49	58	57	57
	6年生	28	32	33	39	38
合計		650	662	663	672	687
(通年+長期休業期間) 夏休み等 (人)	1年生	206	208	203	208	218
	2年生	202	194	194	189	194
	3年生	211	198	191	192	187
	4年生	145	162	153	149	150
	5年生	120	124	143	139	138
	6年生	62	68	71	82	80
合計		946	954	955	959	967

◆ 確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
合計 (人)	500	500	500	500	500

◆ 確保方策

①平日（通年利用）の見込み量と確保方策

- 定員は 500 人で、ニーズ量を大きく下回っています。
- しかしながら、通年登録していても毎日は利用しない児童がかなりの人数みられることから、計画期間中を通じて定員 500 人の範囲内での受け入れで対応できる見通しにあります。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

②夏休み等の長期休業期間の見込み量と確保方策

- 定員の 500 人は通年利用に対しての確保量であり、夏休み等の長期休業期間のニーズには対応できないため、児童館や小学校内の図書室等を臨時的に活用することによって、ニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(4) 仕事と子育ての両立支援
	3 社会や地域で安心して育つ子ども	(2) 子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援

(7) 放課後子ども教室

◆ 事業の概要と現状

本市の放課後子ども教室は、学校完全週5日制の導入に際して土曜日の子どもの居場所づくりとして開始し、毎週土曜日の午前（午前9時から正午まで）に全小学校の体育館と図書室を開放しています。

運営は、各小学校で数名の指導員が行っており、定期的にコーディネーターも参加する打ち合わせ会を開催して、運営プログラム等の企画調整を行っています。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
1年生（人日）	306	274	621	518	496
2年生（人日）	424	230	819	654	535
3年生（人日）	480	329	438	1,215	552
4年生（人日）	351	384	296	543	747
5年生（人日）	733	247	347	340	337
6年生（人日）	553	404	239	385	539
合計	2,847	1,868	2,760	3,655	3,206
実施学校（箇所）	5	5	5	5	5
教室数（回）	361	262	298	381	316

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み（人日）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
確保目標量（人日）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

◆ 確保方策

- 現在、全小学校で土曜日に開催している放課後子ども教室について、引き続き5つの小学校すべてで進めていきます。なお、令和5年度までは一部の小学校でコンピュータ室を開放していましたが、今後は体育館と図書室のみの開放となるため、年間教室数は300教室となる見込みです。
- 過去5年間で1教室当たりの利用者数が最も多かった10人（3,206人/316教室（令和5年度実績））を基に、利用児童数3,000人を確保目標量として見込み、見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向	
		3 社会や地域で安心して育つ子ども	(2) 子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援

(8) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

◆ 事業の概要と現状

岩倉市民プラザ内の子育て支援センターにおいて、子育て中の母親の育児交流と子どもたちの仲間づくりの場として、育児広場「にこにこフロア」を開設しています。また、育児についての相談・指導、子育てサークルの育成・支援も行っています。

また、0歳から1歳前後の子とその保護者を対象に市内4つの公共施設で開催している「おでかけひよこ広場」や、1歳児とその保護者を対象に地域交流センターくすのきの家で開催している「おでかけこっこ広場」により、子育て支援センター以外でも地域の親子の交流を促進しています。

新型コロナウイルス感染症対策のための施設の利用制限の影響により、利用者数は大きく減少しましたが、現在は少しずつ利用者数が回復しつつあります。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
子育て支援センター(人日)	17,309	9,330	11,697	13,425	15,033
おでかけひよこ広場・ おでかけこっこ広場(人日)	1,371	487	955	1,019	851
全体(人日)	18,680	9,817	12,652	14,444	15,884

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900
確保目標量(人日)	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900

◆ 確保方策

- 利用者数のピークは年間延べ 18,680 人（令和元年度実績）であり、少なくともこれだけの利用者を受け入れることが可能であると捉えることができます。
- そこで、近年利用者が減少していることもあり、直近の延べ利用者数である 15,900 人を確保目標量として掲げて、引き続き子育て支援事業を実施することによって、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
	3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高いの教育・保育の提供 (3) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり

(9) 利用者支援事業

◆ 事業の概要と現状

本事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。

令和6年度からは、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働し、すべての妊娠婦、子育て家庭、子どもを対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応等の相談支援を行っています。

子育て支援センターでは、利用者支援員を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図るとともに、育児相談窓口を常設して、面接や電話による相談を行っています。

保健センターでは、生まれる前からの「い～わ子育て応援事業」として、すべての妊婦に妊娠届出時の面接相談や電話相談を実施するとともに、必要に応じ継続的な支援を行っています。出産後は、すべての産婦に電話相談及び新生児・乳児の訪問による支援を行っています。また、特定妊婦への支援も、保健センターで行っています。

こども家庭課では、要支援児童・要保護児童等への支援や子ども家庭支援全般に係る支援を行っています。

«基本型»

子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。

«地域子育て相談機関»

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関です。妊娠婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる、子育て世帯の身近な相談機関として設置します。

«こども家庭センター型»

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊娠婦、子育て家庭、子どもを対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応等の相談支援を行う事業です。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
基本型(箇所)	1	1	1	1	1
母子保健型(箇所)	1	1	1	1	1

※令和6年度から、母子保健型はこども家庭センター型に変更になりました。

◆ 量の見込みと確保目標量

【基本型】

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保目標量(箇所)	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保目標量(箇所)	1	1	1	1	1

【こども家庭センター型】

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保目標量(箇所)	1	1	1	1	1

◆ 確保方策

- 基本型については、引き続き子育て支援センターにおいて子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の機能を強化することによって対応していきます。また、身近な相談機関として地域子育て相談機関の役割も担います。
- こども家庭センター型については、保健センター・子育て支援センター・こども家庭課が連携し、切れ目のない一体的な支援を実施します。

関連施策	基本目標	施策の方向
		(1) 妊産婦と子どもの健康への支援 (2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 (5) 困難を抱える家庭への支援
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	

(10) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

◆ 事業の概要と現状

民生委員・児童委員、主任児童委員が、赤ちゃん訪問員として生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みの相談を受けたり、子育て支援に関する情報提供を行ったりしています。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
利用者数(人日)	437	429	395	415	354

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	405	407	406	405	405
確保目標量(人日)	405	407	406	405	405

◆ 確保方策

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。すべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、悩みの相談に応じたり、子育て支援に関する情報提供を行ったりします。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

(11) 養育支援訪問事業

◆ 事業の概要と現状

本事業は、赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談や支援を行うものです。

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	73	73	73	73	73
確保目標量(人日)	73	73	73	73	73

◆ 確保方策

- 令和5年度に本事業と同様の訪問を行った回数（年間延べ73人）からニーズ量を見込みます。
- 事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 (5) 困難を抱える家庭への支援

(12) 子育て世帯訪問支援事業☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐものです。

なお、本事業は、平成30年度から養育支援訪問事業として実施していましたが、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	69	32	37	0	18

※養育支援訪問事業として、令和5年度まで実施していた実績

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	69	69	69	69	69
確保目標量(人日)	69	69	69	69	69

◆ 確保方策

- 過去5年間で年間延べ69人（令和元年度実績）の利用があり、現行の体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。
- そこで、年間延べ69人を確保目標量とし、訪問支援員が家事・子育て等の支援を実施することにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(5) 困難を抱える家庭への支援

(13) 児童育成支援拠点事業☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものであります。

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み（人）	33	32	31	31	31

◆ 確保方策

- 事業の利用が望ましい児童の数（令和5年度：33人）からニーズ量を見込みます。
- 事業の目的を踏まえ、事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(5) 困難を抱える家庭への支援

(14) 親子関係形成支援事業☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るものであります。

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み（人）	18	18	18	18	18

◆ 確保方策

- 事業の利用が望ましい世帯の数（令和5年度：19世帯）からニーズ量を見込みます。
- 事業の目的を踏まえ、事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(5) 困難を抱える家庭への支援

(15) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

◆ 事業の概要と現状

ショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、7日以内を原則として、児童養護施設等においてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業等で帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、おむね6月以内の間、児童養護施設等において夜間に子どもを預かる事業です。

どちらの事業も市内では実施していません。また、利用実績もありませんが、必要になった時は市外の児童養護施設等で対応していくことになっています。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	0	0	0	0	0
施設数(箇所)	1	1	1	1	1

◆ 量の見込みと確保目標量（ショートステイ）

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み	延べ利用者数(人日)	21	21	21	21
	施設数(箇所)	4	4	4	4
確保目標量	延べ利用者数(人日)	21	21	21	21
	施設数(箇所)	4	4	4	4

◆ 確保方策

- ショートステイについては、これまでの利用実績はありませんが、令和7年度から委託先を3箇所増やし、利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。
- トワイライトステイについては、事業の目的を踏まえ、事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 (5) 困難を抱える家庭への支援

(16) 妊婦健康診査

◆ 事業の概要と現状

妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査が14回（多胎妊婦は19回）分公費で受診できる受診票を発行するとともに、妊婦健康診査の受け方や健康管理について保健指導し、健康診査の受診を促進しています。

◆ 実績

	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
利用者数(人)	469	432	440	417	399
うち多胎件数(人)	3	6	7	7	4
延べ利用者数(人日)	5,547	5,454	5,154	5,043	4,784

◆ 量の見込みと確保目標量

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み(人)①	400	402	401	400	400
うち多胎妊婦(人)②	5	5	5	5	5
確保目標量(人日) ((①-②)×14回)+(②×19回)	5,625	5,653	5,639	5,625	5,625

◆ 確保方策

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、すべての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。

- ・実施場所 妊婦健康診査の委託医療機関等
- ・実施体制 母子健康手帳交付時に受診票を発行
- ・検査項目 国の示す標準的な検査項目
- ・検査回数 14回（多胎妊婦は19回）
- ・その他 委託医療機関等以外の受診は、償還払い対応

関連施策	基本目標	施策の方向	
		(1) 妊産婦と子どもの健康への支援	
	2 安定した環境で健康に育つ子ども		

(17) 妊婦等包括相談支援事業☆

◆ 事業の概要と現状

妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）に合わせて、伴走型相談支援として、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、妊娠・出産や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(回)	1,200	1,206	1,203	1,200	1,200
確保目標量(回)	1,200	1,206	1,203	1,200	1,200

◆ 確保方策

- 0歳児の推計人口から多胎妊娠推計件数を差し引いた数を対象者数とし、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談等相談支援回数を3回として、相談支援回数を見込みます。
- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。保健センターの保健師等が、すべての対象者に対し、伴走型相談支援を実施していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(1) 妊産婦と子どもの健康への支援

(18) 産後ケア事業☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、産後4か月(訪問型は産後1年)未満の母親とその乳児で、出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、お産と育児の疲れから体調がよくない等支援が必要な人を対象に実施しています。医療機関等でケアを受ける宿泊型と通所型、自宅に訪問した助産師からケアを受ける訪問型があります。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人)	0	2	2	9	23
延べ利用日数(人日)	0	14	13	29	55

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	114	126	139	153	169
確保目標量(人日)	114	126	139	153	169

◆ 確保方策

- 委託医療機関等の確保に加えて、里帰り先の医療機関等での産後ケア事業の利用に対しても助成を行えるよう、検討していきます。
- 事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(1) 妊産婦と子どもの健康への支援

(19) 実費徴収に係る補足給付事業

◆ 事業の概要と現状

本事業は、幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市がその一部を補助する事業です。

幼稚園に子どもを通わせている保護者のうち、生活保護世帯、年収 360 万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについて実費負担分を援助します。

なお、本市では、令和6年度から、国の基準である副食費部分に加えて、独自に主食費部分に対しても補助しています。

◆ 実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
利用者数（人）	39	52	46	53	48

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み（人）	53	53	53	53	53
確保目標量（人）	53	53	53	53	53

◆ 確保方策

- 令和4年度の実績である 53 人を確保目標量として見込み、実費負担分を援助していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(3) 経済的負担の軽減 (5) 困難を抱える家庭への支援

(20) 多様な事業者の参入促進・能力開発事業

◆ 事業の概要と現状

本事業は、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築したり、就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対して利用料の一部を助成したりすることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◆ 確保方策

- 国が示す基準等をもとに、対象事業者等への適切な支援を実施できるよう検討していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向
	3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高い教育・保育の提供

5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保

◆ 事業の概要と現状

本市では、平成23年度に「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を策定し、3歳未満児の待機児童の解消や、幼児教育の持続性の確保、さらには、次代を担う子どもの心豊かでたくましい育ちの実現を図るため、岩倉型の幼保連携を進め、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施する等公立と私立が一体的で質の高い幼児期の教育・保育の提供を進めてきました。

また、岩倉型の幼保連携の一環として、民間経営による認定こども園の開設を促進し、平成27年4月から3つの認定こども園が開園されています。

(1) 認定こども園の普及

◆ 確保方策

幼児期にある子どものいる保護者をはじめとした市民に対して、認定こども園としての質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、地域の子育て支援の役割や、幼稚園や保育園との違い等について、広報紙や利用者支援事業等を通じて十分に周知していくよう努めます。

関連施策	基本目標	施策の方向
3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高い教育・保育の提供	

(2) 認定こども園・幼稚園・保育園の連携

◆ 確保方策

岩倉型の幼保連携と公立と私立のベストバランスによる質の高い幼児期の教育・保育の提供を実現するため、引き続き、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、利用者支援事業の合同会議等での情報共有、認定こども園・幼稚園・保育園の園児交流等の充実に努めます。

関連施策	基本目標	施策の方向
3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高い教育・保育の提供	

(3) 岩倉型幼保小連携の推進（認定こども園・幼稚園・保育園と小学校等との円滑な接続の推進）

◆ 確保方策

園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成等、認定こども園・幼稚園・保育園と小学校との交流・連携に努めます。

関連施策	基本目標	施策の方向
3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高い教育・保育の提供	

◆ 事業の概要と現状

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、認定こども園（教育）で預かり保育を利用する人、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する人、保育の必要性があって認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあたって、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

◆ 確保方策

保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・過誤払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

給付申請手続きにおいては、預かり保育利用者や幼稚園利用者に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図ります。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用費の公正かつ適正な給付を行います。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

関連施策	基本目標	施策の方向
2 安定した環境で健康に育つ子ども	(3) 経済的負担の軽減	

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

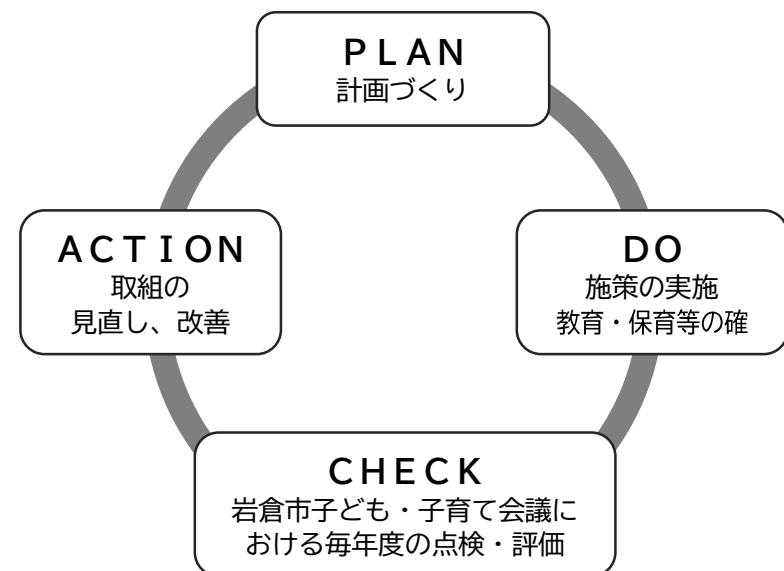
本計画の推進にあたっては、できるかぎり子ども自身の意見を聴き、参画を促します。

また、庁内関係各課と連携して、計画的に、分野横断的な施策に取り組みます。さらに、子どもに関する事業者、学校、企業、市民、専門家等と連携して、幅広く意見を取り入れながら取組を広げていきます。

計画の推進にあたっては、社会情勢の急速な変化に柔軟に対応しながら、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において毎年度施策の進捗状況を調査し、把握します。その進捗状況等を岩倉市子ども・子育て会議において報告し、点検、評価を得て、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。なお、計画内容については、必要に応じて見直すこととします。



岩倉市子ども・子育て会議

- ・幼稚園事業者
- ・保育園事業者
- ・認定こども園事業者
- ・保護者
- ・子育て支援関係者
- ・学校関係者 等

資料編

1 岩倉市の現状

(1) 人口・年齢別人口の状況

本市の人口は、平成2年から平成17年にかけて増加傾向にありましたが、平成22年から令和2年にかけては横ばいとなっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口が、平成2年以降減少し続けています。15歳～64歳の生産年齢人口も、平成7年以降減少傾向が続いています。一方で、65歳以上の高齢者人口は平成2年以降増加し続けています。

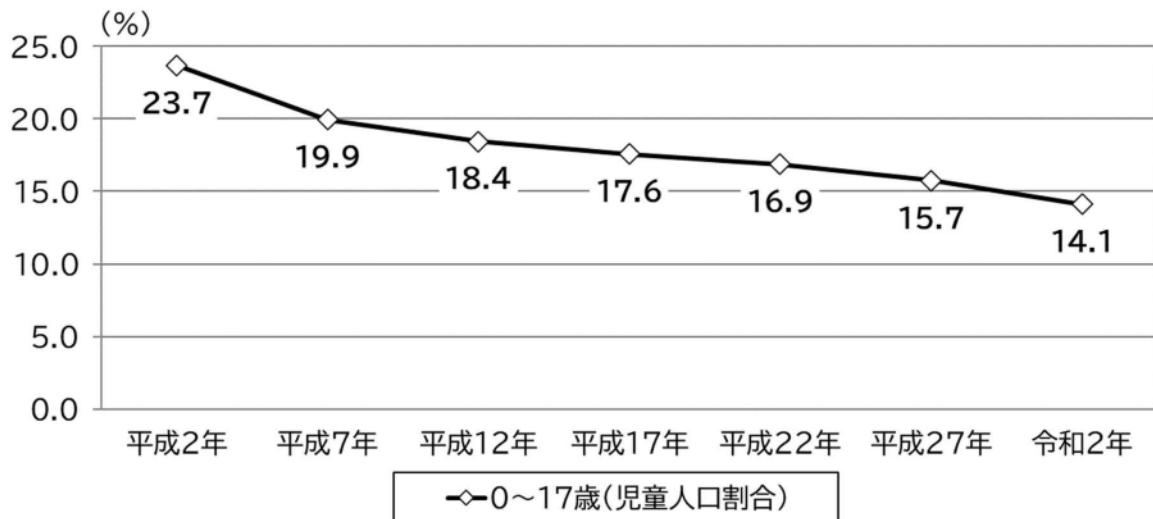
0～17歳の児童人口の割合をみても、平成2年以降減少傾向にあり、令和2年では15%を下回っています。

図表 年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査
※総人口には年齢不詳を含む

図表 児童人口割合の推移



資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、平成2年以降増加し続けており、令和2年には21,000世帯を越えています。

世帯数の増加に対して、1世帯あたりの平均人員は平成2年以降減少し続けており、令和2年には2.23人と平成2年以降で最も少なくなっています。

図表 世帯数・平均世帯人員の推移



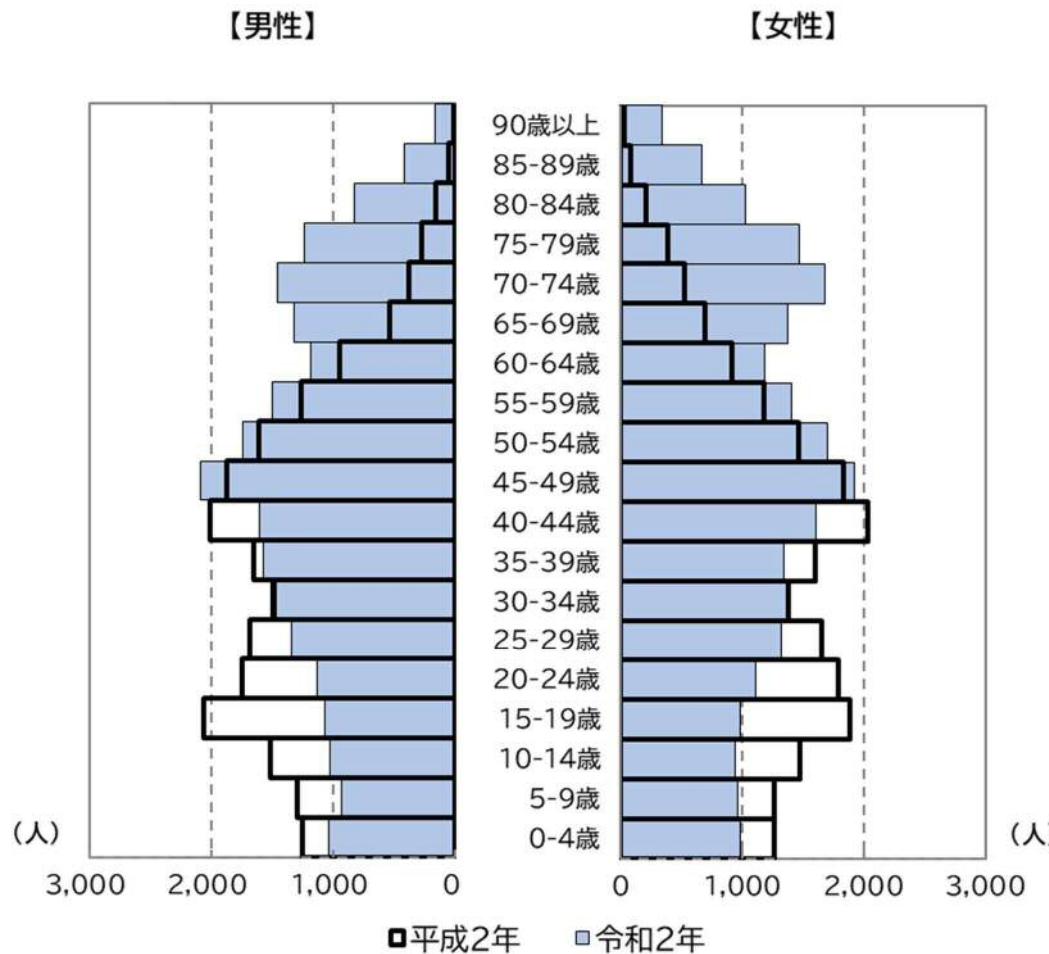
資料：国勢調査

(3) 5歳階級別人口

本市の人口構成について、令和2年は男女ともに45～49歳が最も多くなっています。

平成2年と令和2年を比較すると、男女ともに44歳以下の人口が減少しており、特に15～19歳では男女ともに900人程度減少しています。

図表 男女別5歳階級別人口（平成2年・令和2年の比較）



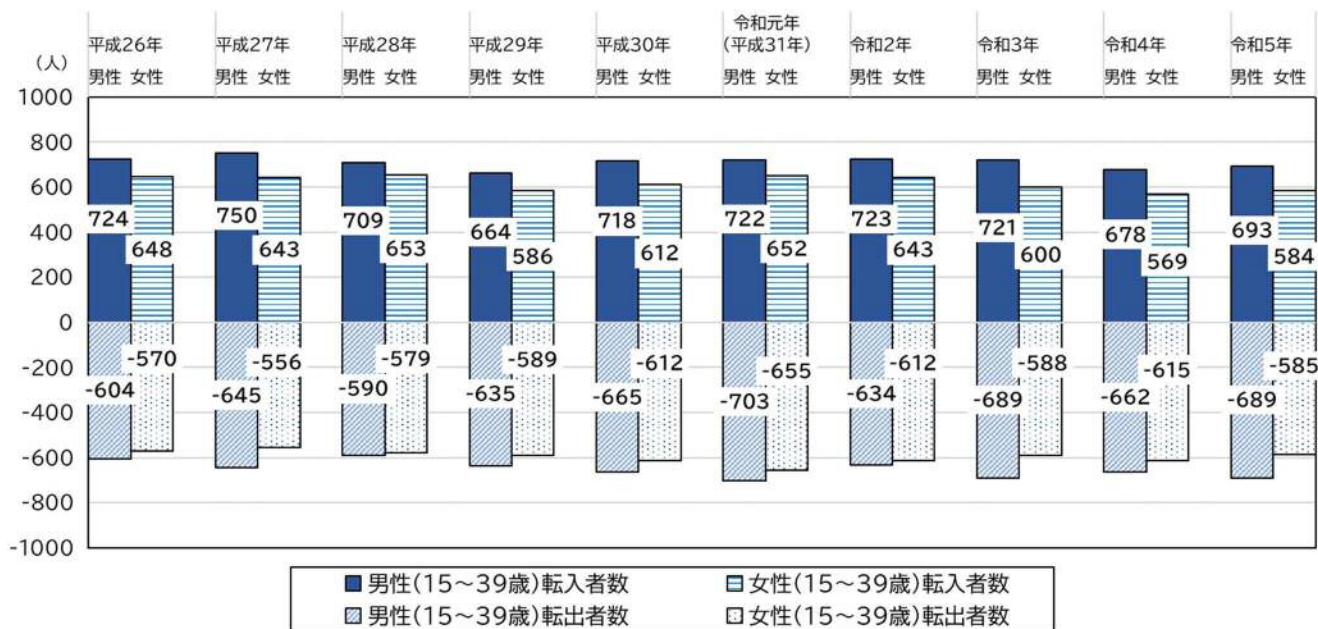
資料：国勢調査
※外国籍の人口含む
※年齢不詳を除いた総数

(4) 転入・転出者数

岩倉市の15~39歳の転入者数と転出者数を男女別でみると、女性は平成26年から平成28年にかけては転入超過が続いていましたが、平成29年以降は、転出超過の年が多くなっています。一方、男性は平成26年以降、転入超過が続いています。

令和5年の転入・転出者数をみると、男女ともに25~29歳での転入・転出が最も多くなっています。10歳代、20歳代、30歳代をそれぞれ合計すると、男女ともに20歳代までは転入超過、30歳代は転出超過となっています。

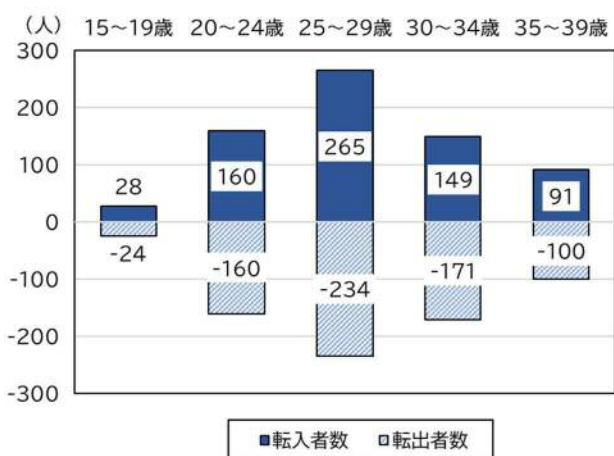
図表 岩倉市の男女別の転入・転出者数（15~39歳）



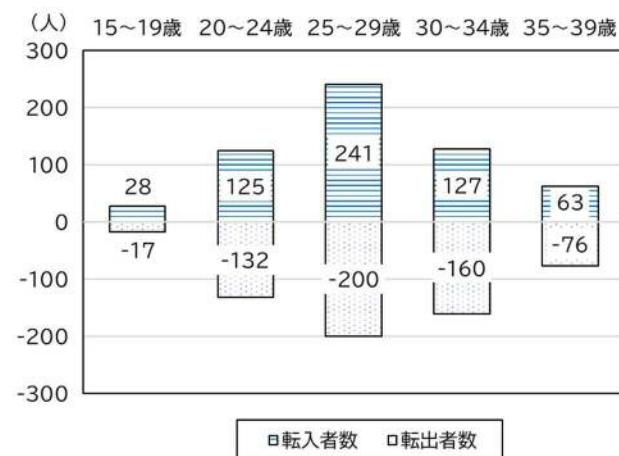
資料：住民基本台帳人口移動報告

図表 岩倉市の男女別の転入・転出者数（15~39歳・令和5年）

【男性】



【女性】



資料：住民基本台帳人口移動報告

(5) 児童人口の推移

本市の児童人口（18歳未満）は、平成29年に7,607人となって以降緩やかに減少し、令和6年には7,000人を下回りました。

平成27年と令和6年を比較すると、特に減少幅が大きかった15歳では108人減少しています。

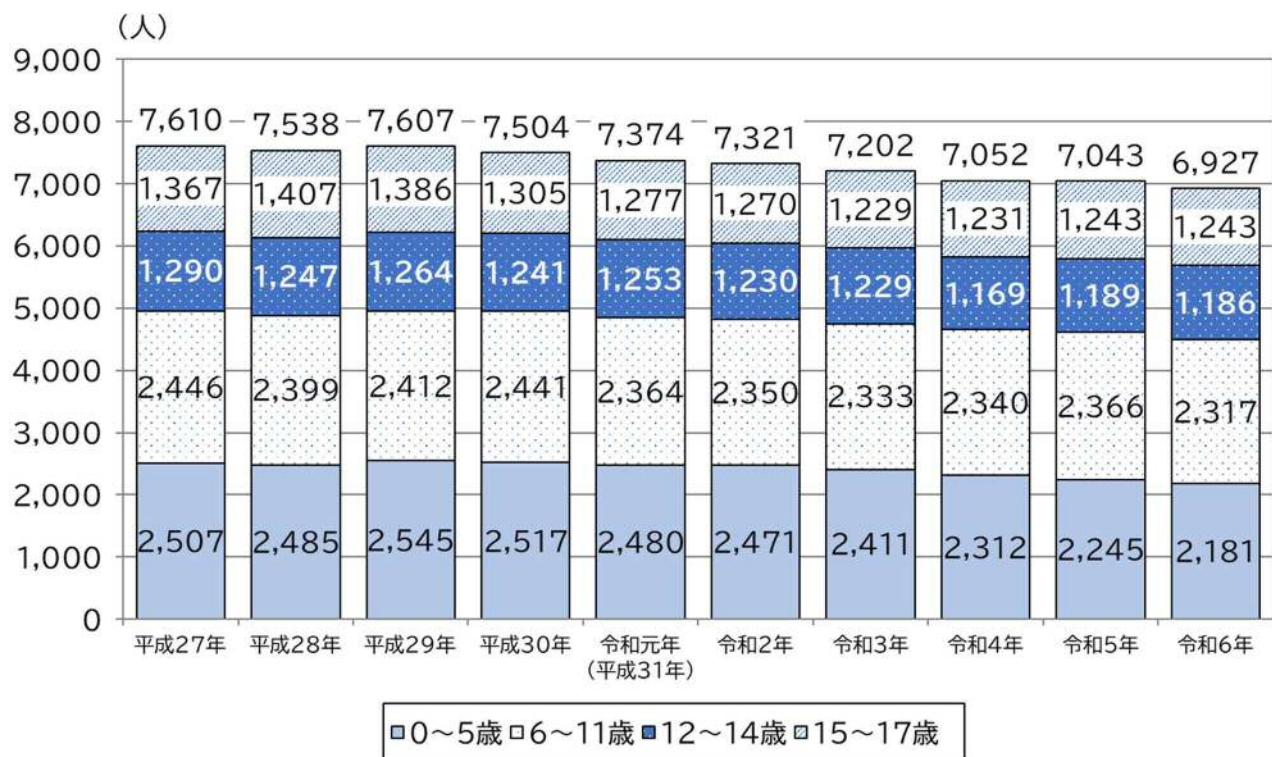
図表 年齢別児童人口の推移

(単位：人)

年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	平成27年と 令和6年の比較
0歳	464	435	498	438	426	417	433	378	394	375	△89
1歳	431	462	435	483	405	413	389	383	375	386	△45
2歳	397	394	435	418	451	400	389	387	349	361	△36
3歳	412	387	393	423	398	434	384	368	375	345	△67
4歳	425	400	377	385	417	386	428	380	375	356	△69
5歳	378	407	407	370	383	421	388	416	377	358	△20
小計	2,507	2,485	2,545	2,517	2,480	2,471	2,411	2,312	2,245	2,181	△326
6歳	406	374	405	408	368	381	415	376	418	378	△28
7歳	393	403	382	416	408	373	379	406	379	412	19
8歳	431	390	406	383	407	397	370	381	403	378	△53
9歳	394	432	390	406	382	409	393	373	386	393	△1
10歳	405	388	437	391	403	376	406	396	378	384	△21
11歳	417	412	392	437	396	414	370	408	402	372	△45
小計	2,446	2,399	2,412	2,441	2,364	2,350	2,333	2,340	2,366	2,317	△129
12歳	435	411	416	397	437	393	405	371	410	400	△35
13歳	403	431	413	420	399	431	396	404	372	410	7
14歳	452	405	435	424	417	406	428	394	407	376	△76
小計	1,290	1,247	1,264	1,241	1,253	1,230	1,229	1,169	1,189	1,186	△104
15歳	509	452	409	435	424	413	404	425	404	401	△108
16歳	440	512	457	408	440	419	404	400	432	408	△32
17歳	418	443	520	462	413	438	421	406	407	434	16
小計	1,367	1,407	1,386	1,305	1,277	1,270	1,229	1,231	1,243	1,243	△124
合計	7,610	7,538	7,607	7,504	7,374	7,321	7,202	7,052	7,043	6,927	△683

資料：住民基本台帳（外国人登録人口を含む）
各年4月1日現在

図表 年齢別児童人口の推移



資料：住民基本台帳（外国人登録人口を含む）
各年4月1日現在

(6) 出生状況

本市の出生数は、平成 28 年と平成 29 年の 473 人をピークに減少傾向にあります。令和 3 年には 400 人を下回り、平成 25 年からの 10 年で最低となっています。

人口 1,000 人に対する出生率については、平成 25 年から平成 28 年にかけては上昇傾向にありましたが、平成 29 年以降は概ね下降傾向となり、令和元年（平成 31 年）に 9.0 を下回り、令和 3 年と令和 4 年は同数で 8.0 を下回りました。ただし、平成 26 年以降は全国、愛知県よりも高い値で推移しています。

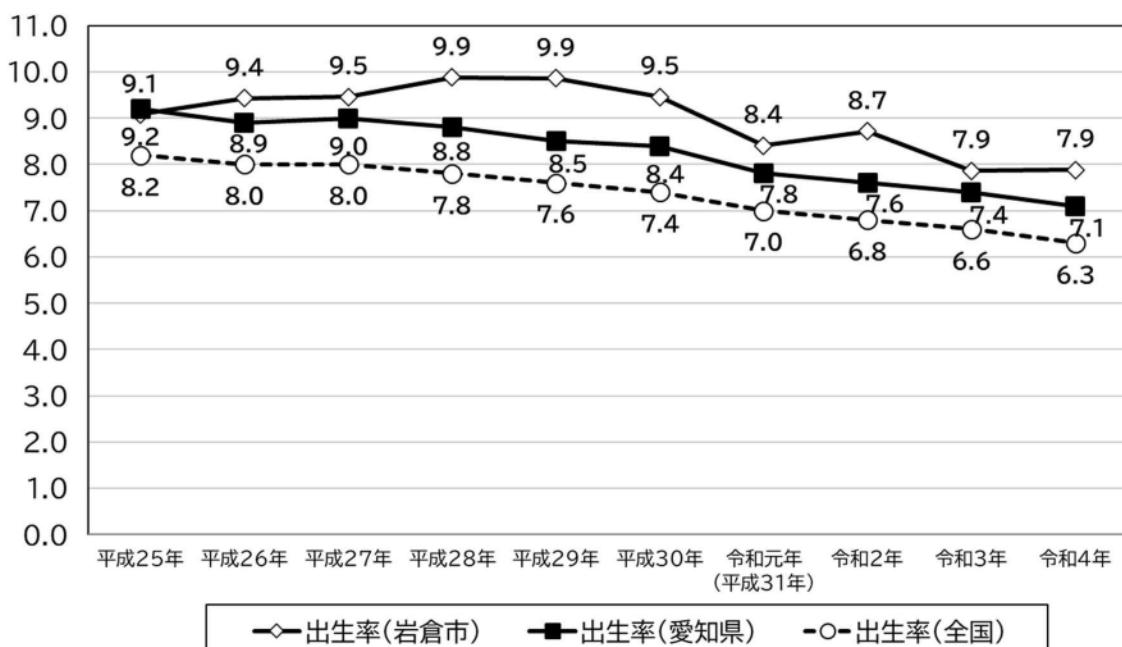
図表 出生数の推移



資料：愛知県衛生年報

※出生数は年間に届けられた数

図表 出生率の推移の比較（岩倉市・愛知県・全国）



資料：愛知県衛生年報

※出生率=出生数/人口×1,000 (人口 1,000 人当たり出生数)

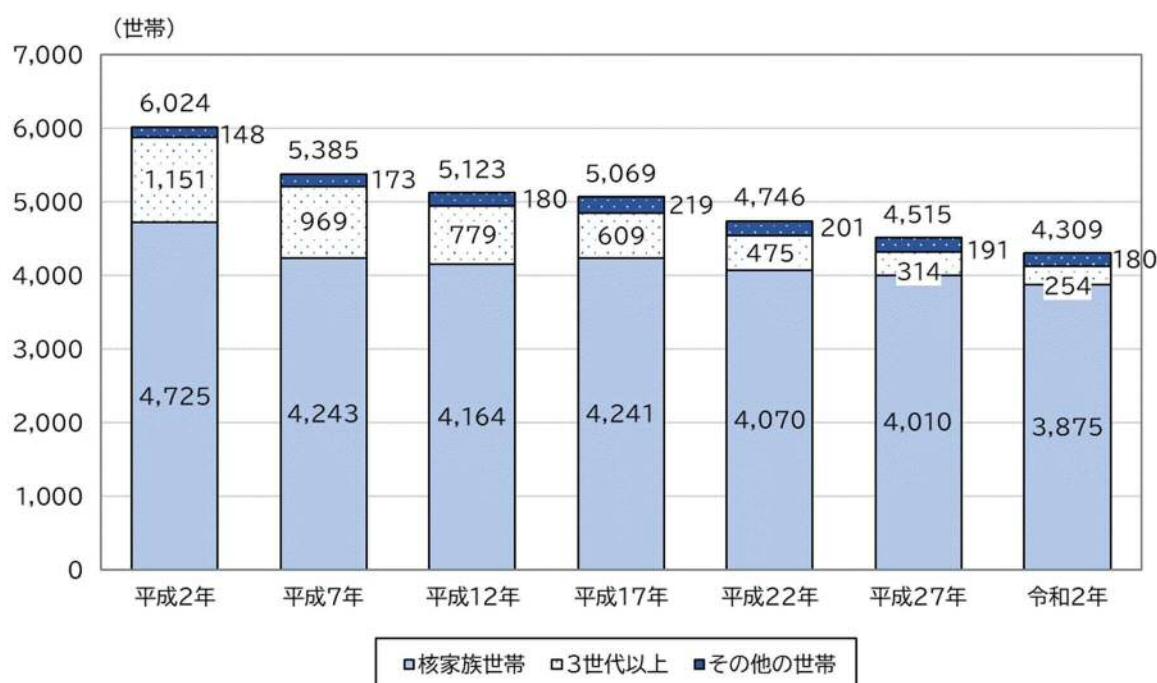
※出生率算出基礎人口は各年 10 月 1 日現在の人口

(7) 子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の世帯員がいる世帯の状況は、平成2年以降減少し続けています。

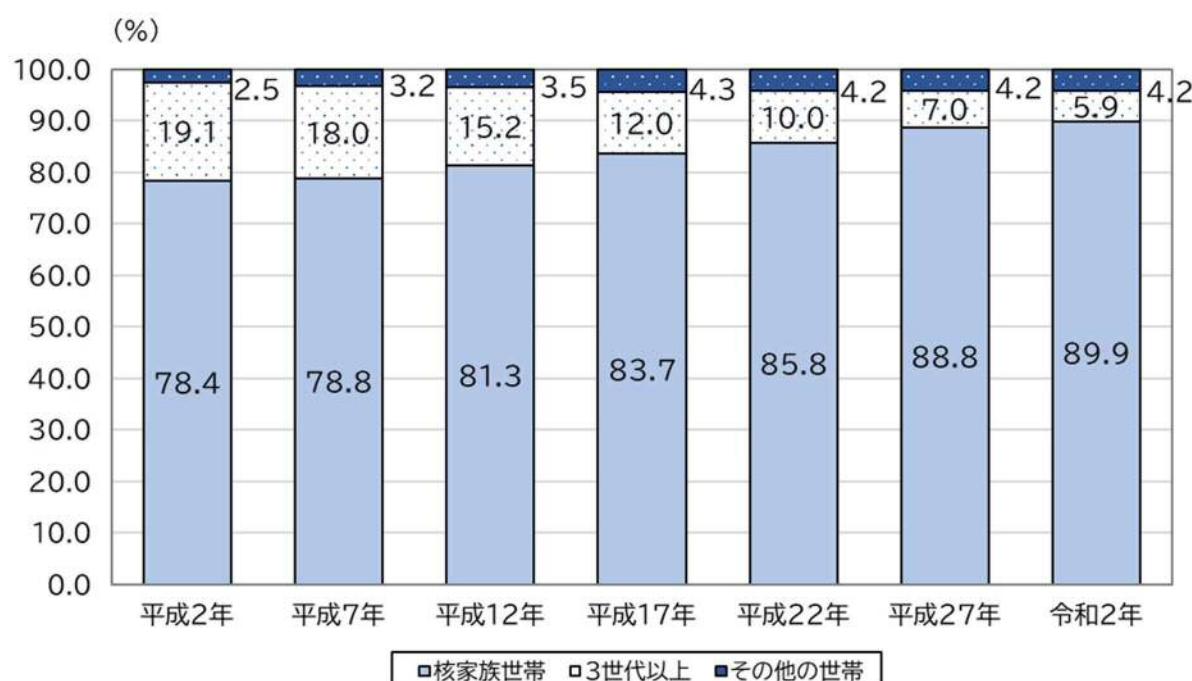
平成2年では6,024世帯でしたが、平成22年には5,000世帯を下回り、令和2年には4,309世帯と、過去30年間でおよそ1,700世帯減少しています。その中でも特に、「3世代以上」については、平成2年以降、総世帯に占める割合が減少し続けています。

図表 子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

図表 子どもがいる世帯の構成割合

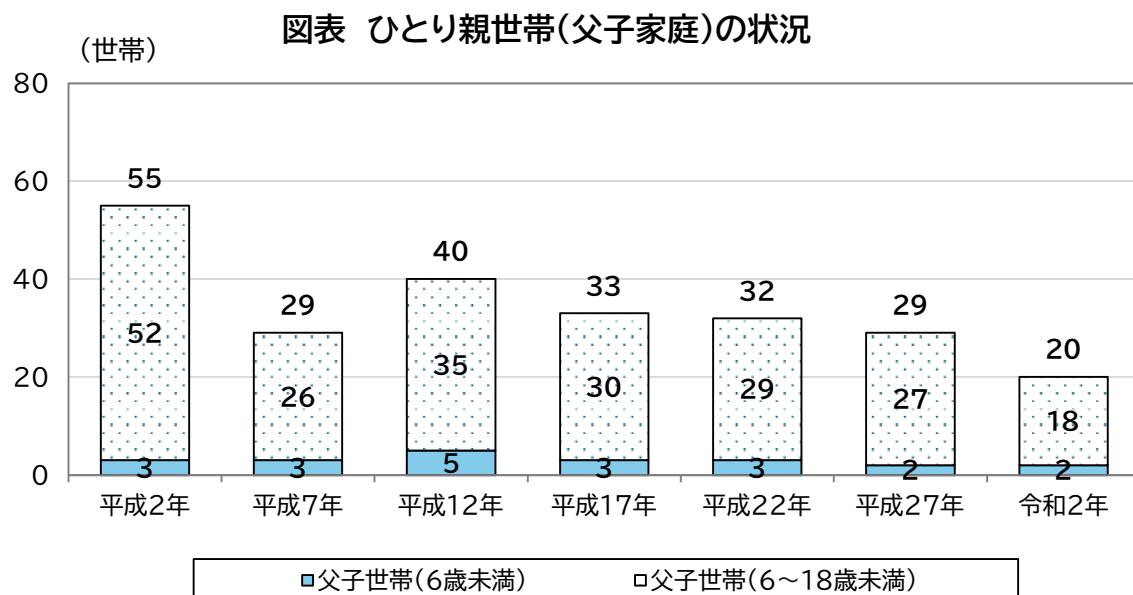


資料：国勢調査

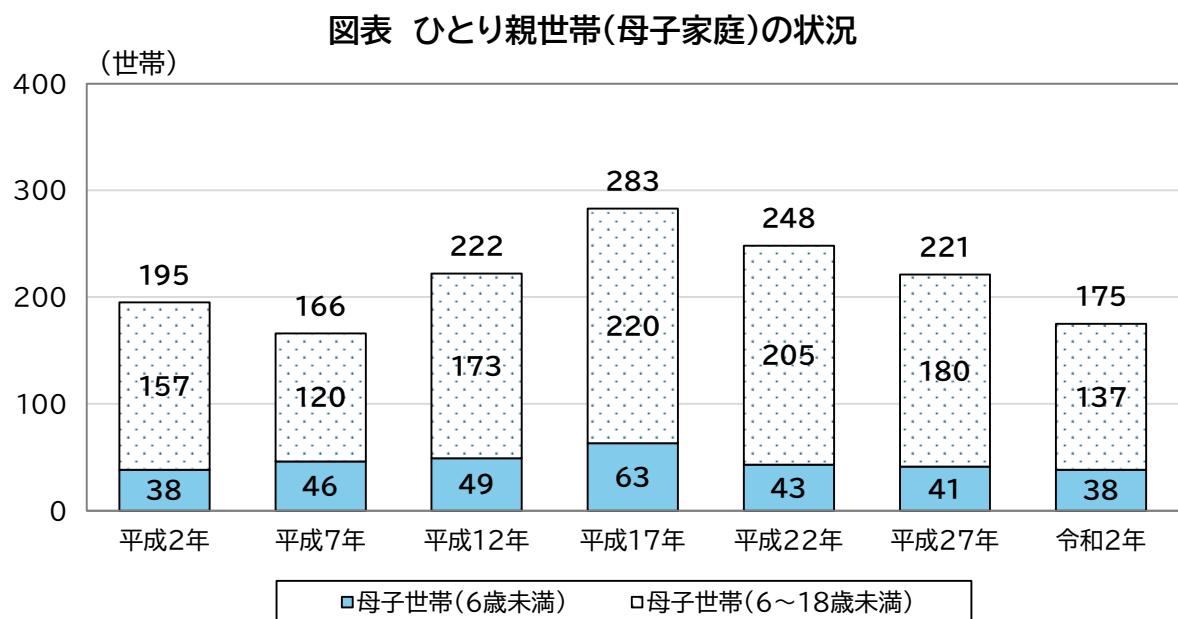
(8) ひとり親世帯の状況

本市の18歳未満の世帯員がいるひとり親世帯の状況について、父子家庭は減少傾向にあり、令和2年では20世帯となっています。

一方、母子家庭は令和2年には175世帯で、父子家庭よりもかなり多い状況です。平成2年から令和2年にかけて変動がありますが、平成17年には283世帯と最も多くなり、その後は減少傾向にあります。



資料：国勢調査



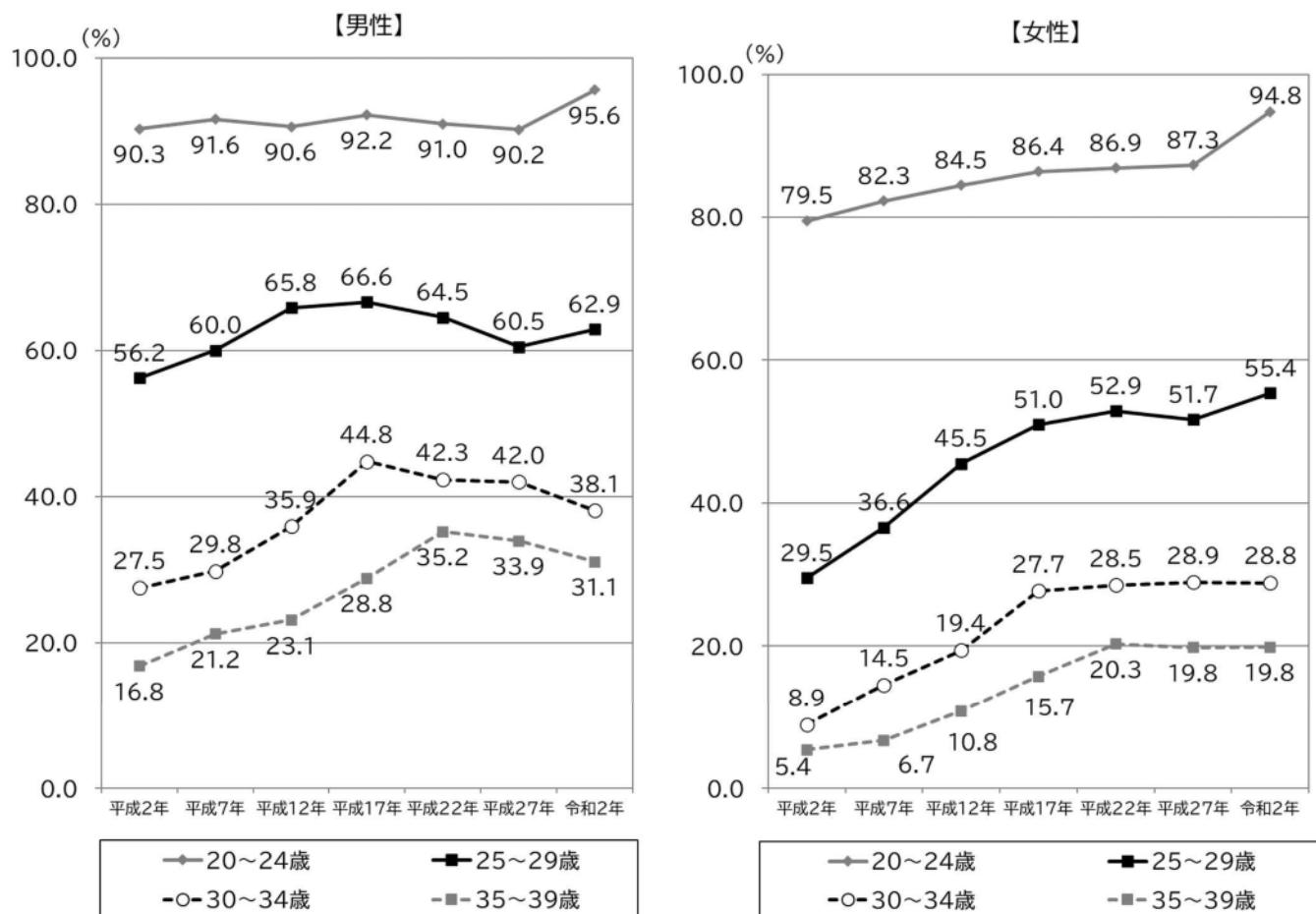
資料：国勢調査

(9) 未婚率の状況

本市の20～39歳の未婚率の推移を男女別・年齢別にみると、男性は、25～29歳及び30～34歳では平成17年をピークに、35～39歳では平成22年をピークに減少傾向にあります。女性は、平成17年まではどの年代も増加傾向にありましたが、30～34歳と35～39歳は、近年は横ばいになっています。特に25～29歳では、平成2年から令和2年にかけて25.9ポイント増加しています。

特に、女性の未婚率がどの年代も増加していることから、女性の晩婚化が進んでいると言えます。

図表 男女別未婚率推移（20～39歳）



資料：国勢調査

(10) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻の件数は、平成 25 年から平成 28 年にかけては 300 件程度で推移していましたが、平成 29 年以降は徐々に減少傾向にあり、令和 4 年では 251 件となっています。

一方、離婚の件数も増減を繰り返しながら徐々に減少しており、令和 4 年では 74 件となっています。

人口 1,000 人に対する婚姻率と離婚率は、どちらも減少傾向にあります。

図表 婚姻件数・離婚件数・婚姻率・離婚率の推移

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年 (平成 31 年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
婚姻件数	(件)	299	335	316	331	296	291	277	282	277	251
婚姻率 (%)	岩倉市	6.4	7.2	6.6	6.9	6.2	6.1	5.8	5.9	5.8	5.3
	愛知県	5.8	5.7	5.6	5.6	5.5	5.3	5.5	4.9	4.6	4.6
	全国	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1
離婚件数	(件)	92	96	87	78	78	90	83	58	81	74
離婚率 (%)	岩倉市	2.0	2.1	1.8	1.6	1.6	1.9	1.7	1.2	1.7	1.6
	愛知県	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5
	全国	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5

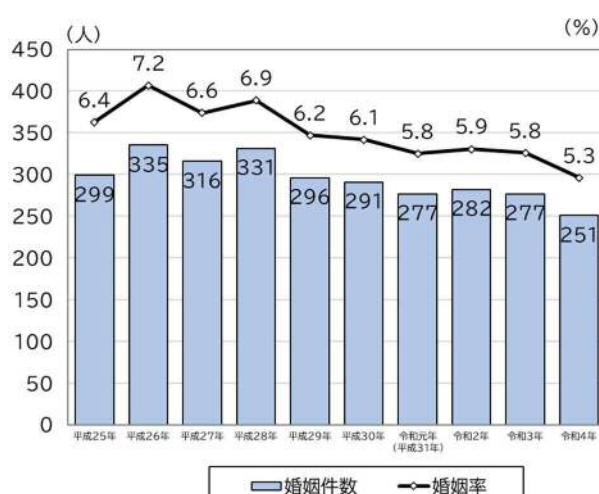
資料：愛知県衛生年報

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数／人口×1,000（人口 1,000 人当たり婚姻・離婚件数）

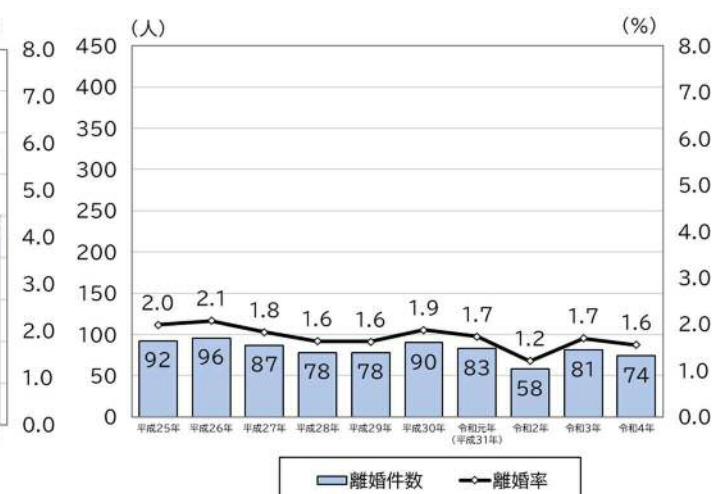
※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年 10 月 1 日現在の人口

図表 婚姻件数・婚姻率の推移



図表 離婚件数・離婚率の推移



資料：愛知県衛生年報

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数／人口×1,000（人口 1,000 人当たり婚姻・離婚件数）

※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年 10 月 1 日現在の人口

(11) 女性の就業状況

女性の就業状況をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」がみられ、30～34歳、35～39歳で、その前後の年代に比べて就業率が低くなっています。

また、25歳～29歳と30～34歳の就業率をみると、平成12年から令和2年にかけて増加傾向にあり、若い世代の女性の就業率が年々高まっていることがわかります。

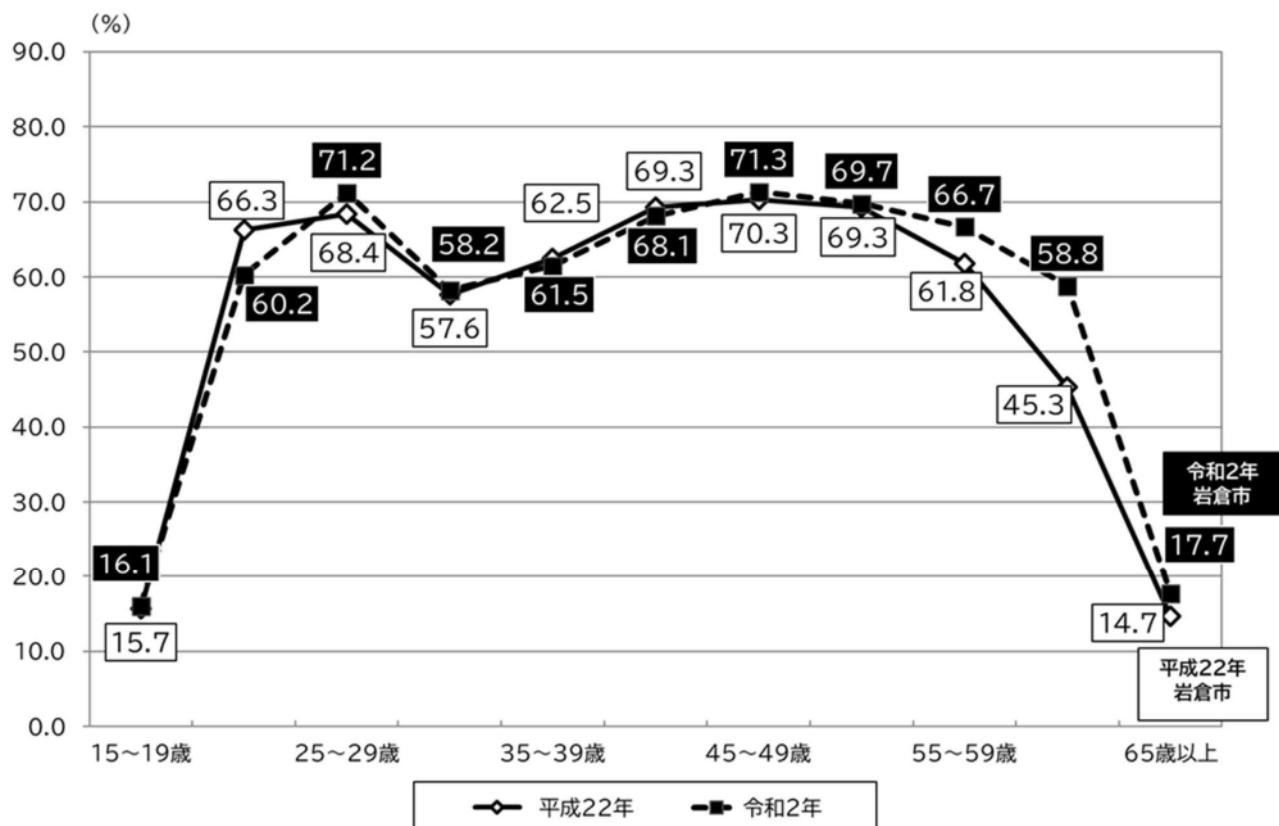
愛知県や全国と比較すると、30～34歳では5ポイントほど、35～39歳では3ポイントほど愛知県、全国に比べて低い状況です。

図表 女性の年齢別就業人口の推移

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 (愛知県)	令和2年 (全国)	
女性(15歳以上) 人口	(人)	19,752	20,426	20,577	20,668	20,551	3,213,141	56,160,102	
女性就業人口 総数	(人)	10,072	10,368	9,900	9,707	9,848	1,581,708	26,141,918	
女性の就業率	(%)	51.0	50.8	48.1	47.0	47.9	49.2	46.5	
女性 の 年 齢 別 就 業 人 口	15～19歳	(人)	204	222	174	157	159	27,608	387,895
	15～19歳	(%)	17.2	20.2	15.7	14.2	16.1	16.0	14.2
	20～24歳	(人)	1,043	817	748	675	668	121,245	1,739,983
	20～24歳	(%)	71.1	65.4	66.3	61.0	60.2	64.3	59.7
	25～29歳	(人)	1,376	1,123	972	906	940	134,750	2,037,971
	25～29歳	(%)	62.4	65.7	68.4	67.9	71.2	71.2	68.9
	30～34歳	(人)	1,014	1,206	1,011	857	804	126,629	2,054,853
	30～34歳	(%)	49.8	55.8	57.6	58.7	58.2	63.6	64.5
	35～39歳	(人)	925	1,201	1,270	1,005	830	141,583	2,345,266
	35～39歳	(%)	60.0	62.1	62.5	61.3	61.5	64.5	64.9
	40～44歳	(人)	876	1,071	1,229	1,310	1,093	170,679	2,810,461
	40～44歳	(%)	67.5	70.2	69.3	67.8	68.1	69.3	68.5
	45～49歳	(人)	1,169	968	1,033	1,252	1,369	211,185	3,377,650
	45～49歳	(%)	73.4	72.5	70.3	71.3	71.3	71.9	70.6
	50～54歳	(人)	1,370	1,146	897	1,007	1,185	181,008	2,992,070
	50～54歳	(%)	69.0	71.7	69.3	69.4	69.7	71.4	70.2
	55～59歳	(人)	1,045	1,230	954	803	939	153,400	2,654,190
	55～59歳	(%)	58.2	63.0	61.8	64.2	66.7	68.8	68.0
	60～64歳	(人)	577	757	855	721	698	113,637	2,121,658
	60～64歳	(%)	40.9	43.3	45.3	48.7	58.8	58.4	57.3
	65歳以上	(人)	473	627	757	1,014	1,163	199,984	3,619,921
	65歳以上	(%)	14.6	15.3	14.7	16.5	17.7	19.3	18.1

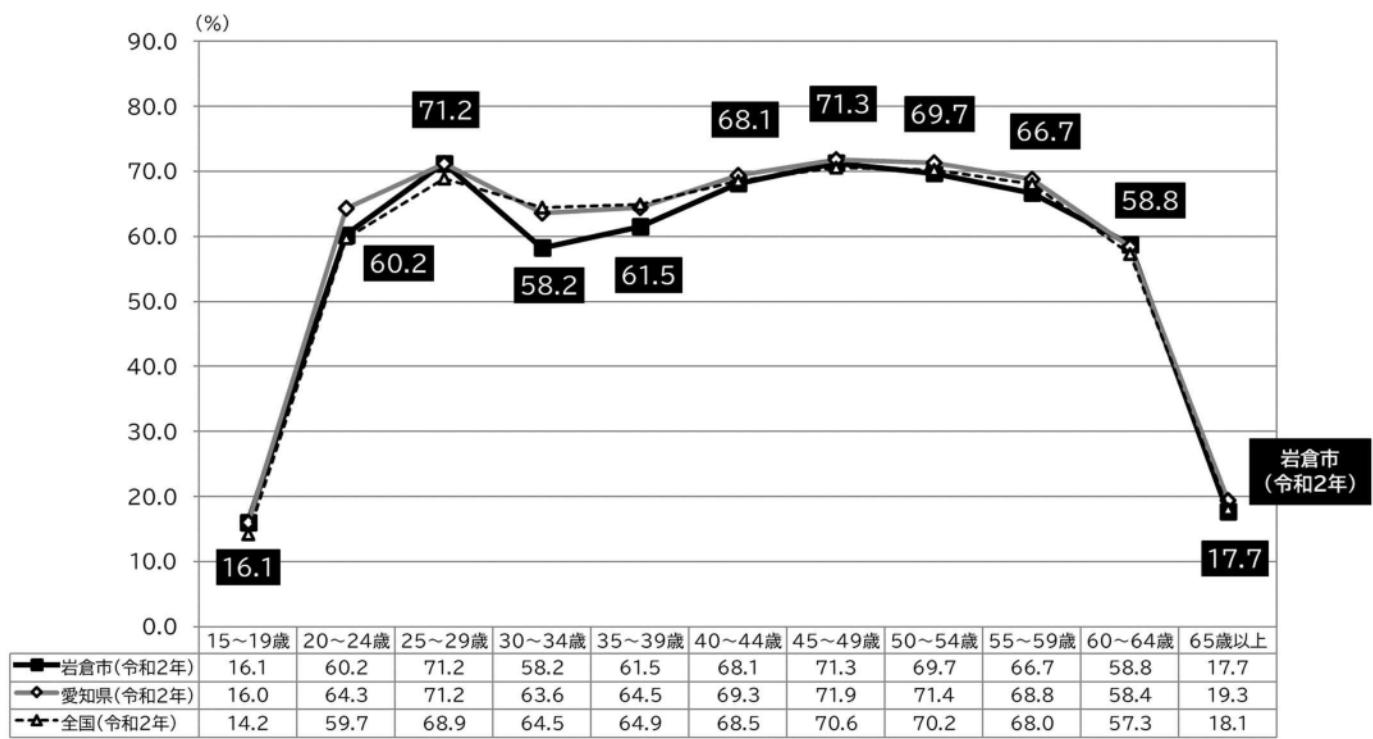
資料：国勢調査

図表 女性の年齢別就業率の推移（平成22年と令和2年の比較）



資料：国勢調査

図表 女性の年齢別就業比率（岩倉市・愛知県・全国）



資料：国勢調査

(12) 男性の就業状況

男性の15歳以上の人口は横ばいで推移していますが、就業人口及び就業率は減少傾向となっています。

年齢別の就業率を見ても、ほとんどの年齢層で就業率が下がっています。平成22年から令和2年までの10年間で見ると、15~19歳、60~64歳、65歳以上以外の年代はすべて低下しており、特に、25~54歳の年代は軒並み10ポイント程度低下しています。また、直近の5年間である平成27年と令和2年で比較しても、特に35~39歳と55~59歳が6.3ポイントと大きく低下しています。

図表 男性の年齢別就業人口の推移

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 (愛知県)	令和2年 (全国)
男性(15歳以上) 人口	(人)	19,643	20,344	20,045	20,365	20,146	3,154,175	52,098,467
男性就業人口 総数	(人)	15,184	14,816	13,891	13,103	12,377	2,023,730	31,501,307
男性の就業率	(%)	77.3	72.8	69.3	64.3	61.4	64.2	60.5
男性の年齢別就業人口	15~19歳 (人)	205	208	145	141	161	30,807	398,900
	(%)	17.7	18.8	13.8	12.4	15.0	16.9	13.9
	20~24歳 (人)	1,058	792	682	639	654	130,394	1,749,180
	(%)	74.8	68.5	63.9	60.5	57.8	64.6	58.0
	25~29歳 (人)	2,051	1,419	1,229	1,082	1,016	165,605	2,249,992
	(%)	91.2	84.2	85.2	78.4	75.8	78.5	73.2
	30~34歳 (人)	2,049	2,142	1,532	1,308	1,187	177,995	2,522,293
	(%)	93.3	89.2	89.0	83.7	78.3	80.9	76.5
	35~39歳 (人)	1,653	1,784	1,979	1,427	1,236	194,917	2,883,380
	(%)	94.8	89.9	89.0	85.0	78.7	82.0	78.0
	40~44歳 (人)	1,249	1,554	1,712	1,857	1,284	217,928	3,335,879
	(%)	94.8	92.0	89.6	84.9	80.0	83.0	79.6
	45~49歳 (人)	1,506	1,298	1,418	1,549	1,674	259,240	3,910,236
	(%)	93.9	93.3	90.5	83.2	80.2	83.3	80.4
	50~54歳 (人)	1,834	1,498	1,202	1,306	1,370	224,666	3,442,070
	(%)	93.7	91.1	90.4	84.9	78.9	83.5	80.5
	55~59歳 (人)	1,696	1,744	1,364	1,104	1,201	196,086	3,161,054
	(%)	90.4	89.2	88.5	86.5	80.2	84.6	81.8
	60~64歳 (人)	1,001	1,220	1,289	1,087	911	153,082	2,743,770
	(%)	65.4	68.9	72.0	73.9	77.1	78.3	76.4
	65歳以上 (人)	882	1,157	1,339	1,603	1,683	273,010	5,104,553
	(%)	33.9	32.5	30.5	30.8	31.1	32.9	33.3

資料：国勢調査

(13) 認定こども園（保育）・保育園の利用状況

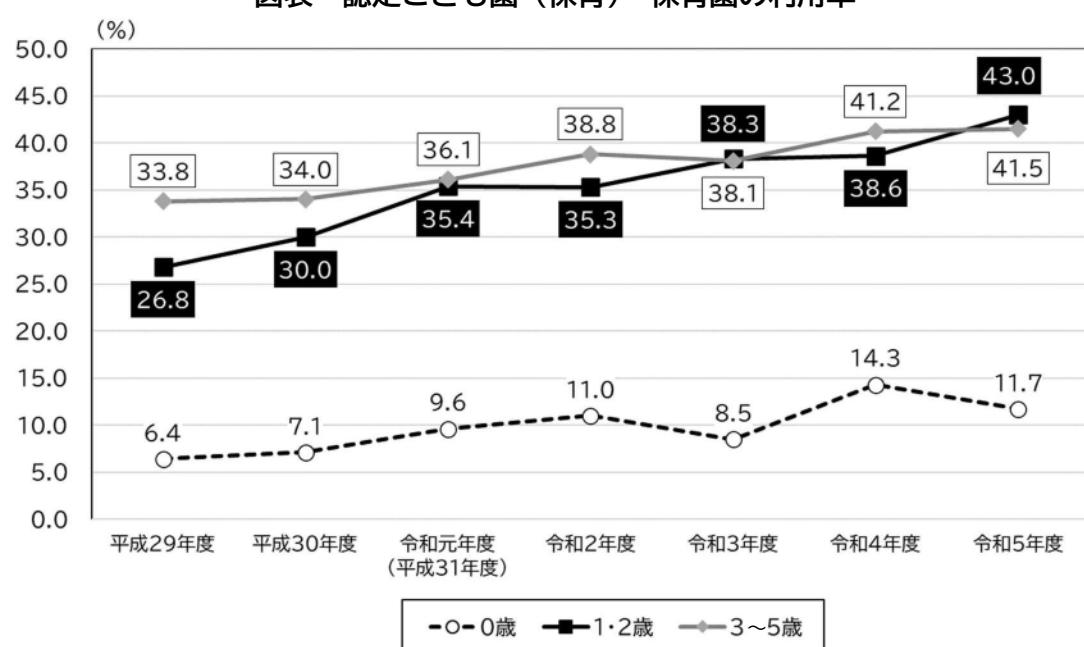
本市の認定こども園（保育）・保育園に通っている園児数をみると、平成29年度から令和5年度にかけて増加傾向にあります。特に、1・2歳と3～5歳の園児数が大きく増加しており、平成29年度と令和5年度を比較すると、1・2歳は78人の増、3～5歳は70人の増となっています。一方、増加率でみると、0歳は43.8%の増、1・2歳は33.5%の増、3～5歳は17.6%の増となり、低年齢になるほど高くなっています。

利用率をみると、平成29年度から令和5年度にかけてどの年齢区分も増加傾向にあり、1・2歳では特にその幅は大きく、およそ16ポイント増加し、3～5歳の利用率と同程度になっています。

図表 認定こども園（保育）・保育園の園児数



図表 認定こども園（保育）・保育園の利用率



※利用率=認定こども園（保育）・保育園の園児数／児童数（各年10月1日現在）

平成20年岩倉市条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条～第7条）

第3章 子どもの権利を保障するための責務（第8条～第12条）

第4章 子どもに関する施策（第13条～第21条）

第5章 子どもの務め（第22条～第24条）

第6章 雜則（第25条）

附則

すべての子どもは、未来の社会をつくつっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてはいけません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子も大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのこととは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見いだし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しやさしいまちの実現をめざします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

第2章 子どもの権利

（子どもの権利の保障）

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

（自分らしく生きる権利）

第4条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

（1）自分の価値が認められ、尊重されること。

（2）自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。

（3）発達に応じて、自分のことを自分で決めるここと。

（育つ権利）

第5条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。

（1）遊び、学び、休息すること。

（2）自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。

（3）家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。

（4）夢を抱き、それに向かつて挑戦すること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って育まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
- (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第8条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとつて最善のことが何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(市の責務と役割)

第9条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡をとり、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

(市民の責務と役割)

第10条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかで安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくつていくよう努めなければなりません。

(学校の責務と役割)

第11条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとつて最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

第12条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくつていくよう努めなければなりません。

第4章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等からの救済)

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

(権利救済委員)

第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設置します。

2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。

3 救済委員の任期は、2年とします。

(子どものための場所の確保)

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

(施設の活用)

第16条 市は、子どもが安心してすごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

(子育ての支援)

第17条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

(子どもの参画の推進)

第18条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができる仕組みをつくるよう努めます。

(行動計画の策定と検証)

第19条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直しをしていくよう努めます。

(子どもの権利を考える週間)

第20条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。

(市民への啓発)

第21条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市民に理解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行います。

第5章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第22条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第23条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。

(平和への自覚)

第24条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。

第6章 雜則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則(平成20年12月18日)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成21年4月1日から施行する。

3 岩倉市子ども・子育て会議条例

平成26年岩倉市条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく岩倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもに関わる機関又は団体の代表者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども未来部こども家庭課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年3月28日条例第14号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第33号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

